

ニホンジカ小委員会の開催結果（概要）

- 1 開催日時 平成 28 年 9 月 13 日（火）
午前 10 時から 12 時まで
- 2 開催場所 千葉県森林会館 5 階第 1 会議室
千葉市中央区長洲 1-15-7
- 3 出席者
【委員】吉田正人委員長、並木康雄委員、草刈秀紀委員、榎本文夫委員
鎌田薫委員、山田一郎委員、小林琢也委員

【 県 】野溝自然保護課長、廣田副課長（鳥獣対策）、他自然保護課職員
- 4 議 案
議案第 1 号 平成 27 年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業（ニホンジカ）の事業
評価（案）について
議案第 2 号 平成 28 - 29 年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホン
ジカ）（案）について
- 5 審議結果
上記 4 の議案について審議がなされ、原案どおり議決された。
- 6 主な質疑・意見等
Q 市町が通年で有害捕獲をしているとのことだが、どのような調整をしたのか。錯
誤捕獲の低減に向けた調整はしたのか。
A 市原市ではイノシシの捕獲を主目的に、町会捕獲（里山に箱わなを設置）と猟友
会による捕獲（銃器・くくりわな）を実施している。市原市とは捕獲の役割分担
を行ったわけではないため、今後調整していく余地がある。大多喜町は有害捕獲
で設置したくくりわなが多数あるため、場所を調整しながら設置した。
昨年度は山裾に多くわなが設置されていたため、山の尾根筋に設置することでイ
ノシシの錯誤捕獲が減らせるのではないかと考えている。

（狩猟者団体からの意見）大多喜町・市原市ともにニホンジカの生息密度が低い地域。捕獲期間が狩猟期と重なっていること、ゴルフ場等の私有地が多いことなど、わなの設置箇所を選定が難しい。低密度の地域では、銃器による捕獲が適している。

Q 銃猟の使用についてどのように考えているのか。

A わなだけで生息密度を低減させることは困難であるため、今後は、銃による捕獲も検討する必要がある。過去に銃による事故があった経緯から、市町村及び猟友会等の御理解と御協力をいただいた上で、県の安全管理体制を整理しなければならない。

Q 餌で誘引とあるが、どのようなものを想定しているのか。

A 他地域ではヘイキューブを使うと聞いている。捕獲地域はイノシシが多く生息する地域であるため、ニホンジカをくくりわなに誘導するために、餌を使うべきと考えている。事業者からは効果的な捕獲方法を提案してもらうことを検討している。

Q 生息状況調査のD-9は竹林が多い地域で、調査地の中では糞塊密度が高い。竹林において一般的にシカの密度が高いと言えるのかどうか。

A そういう知見はなく、今回の調査で考察はできていない。D-9は捕獲の実施地域の中で一番南に位置し、もともと生息密度が比較的高い地域であると思われる。また、糞の消失率のデータはないが、継続的に本調査を実施していくことによって、環境と糞の残りやすさやシカの生息密度との関係に関する考察ができるのではないかと考えている。

Q わなの設置箇所は、調査ルートと重なっているのか。調査ルートは尾根筋なのか。

A 調査ルートは、尾根筋に設定している。わなの設置は山裾が多かった。藪の中をかき分けていくような困難な調査ルートはあまり多くない。確かに山裾の方がアプローチしやすいが、尾根筋でもわなの設置は可能である。

Q 資料3の図3について。捕獲実施地域の南部（133頭の捕獲がある地域）から、ニホンジカが移動してきているのではないか。ニホンジカの移動ルートの想定はできるものか。

A ニホンジカにGPSをつけて調査することまでは考えていないが、今年度、捕獲地域に自動撮影カメラの設置を進めている。糞塊調査だけでは雌雄や移動の状況などは分からないが、自動撮影カメラを設置することにより、分散の傾向が見えるのではないかと思う。また、森林の連続性でも、ある程度移動ルートが想定できると思う。なお、カメラ調査で密度が高い地域、メスが 많이 地域が分かれば、捕獲事業者に情報提供し、わなの設置箇所の選定に活用したい。

Q 出産期前のメスを捕獲するほうが個体数の増加を抑えられるが、出産期前にあたる11月～3月の捕獲目標が20頭。もっと高い目標設定ができないものか。

A 昨年度の本事業の捕獲効率を算出し、改善できる点を踏まえて、2倍で目標頭数を設定した。あまりにも過大な目標を設定すると、達成が困難という問題も出てくる。目標頭数を捕獲できれば事業が終了ということではなくて、捕獲期間の

90日間は継続して捕獲をしてもらうこととしている。

Q 4月に捕獲できないのはなぜか。

A 国から交付金を受けて事業を行っている。その関係で、年度をまたがった契約の継続が出来ない。事前に準備を行い、空白期間の短縮をしていきたい。

Q 妊娠の有無等のデータはとっていくのか。

A 雌雄、年齢クラス、妊娠状況、体重、体長等のデータは収集予定。

Q 実施計画の猟法について。箱わなにニホンジカが多く捕獲されているという事例もあるため、くくりわなだけでなく箱わなも想定してもいいのではないか。認定鳥獣捕獲等事業者に提案してもらいながら、低密度地域での捕獲方法を確立していくのであれば、フレキシブルに動ける方がいいと思うのだが。

A 県内の一部の市町村では、箱わなでニホンジカがよく捕獲されるということは承知している。一般的に、密度が低い地域のニホンジカは警戒度が高く、密度が高い地域のニホンジカは警戒度が低いと想定される。箱わなでの捕獲が多い地域は、密度が高くなっているため、捕獲されるものと思われる。今回捕獲を予定している地域は、生息密度が低いこと及び地元市町の捕獲状況を踏まえて、くくりわなでの捕獲が適当であると判断した。

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会次第

日時 平成28年9月13日(火)
午前10時から
場所 千葉県森林会館5階
第1会議室

1 開 会

2 千葉県環境生活部自然保護課長あいさつ

3 議 案

第1号 平成27年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業(ニホンジカ)の事業評価(案)
について

第2号 平成28-29年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ)
(案)について

4 その他

5 閉 会

配布資料

次第

出席者名簿

座席表

議案

資料 1 : 平成 27 年度指定管理鳥獣捕獲等事業（ニホンジカ）における捕獲結果

資料 2 : 平成 28 年度のニホンジカ生息状況調査結果

資料 3 : 平成 27 年千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業（ニホンジカ）の事業評価（案）

資料 4 : 平成 28 - 29 年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）（案）

参考資料 1 : 千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）

参考資料 2 : 平成 27 年千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業（ニホンジカ）の基本評価シート（案）

参考資料 3 : ユニット別ニホンジカ捕獲数の経年変化

参考資料 4 : 自動撮影カメラ調査の実施概要

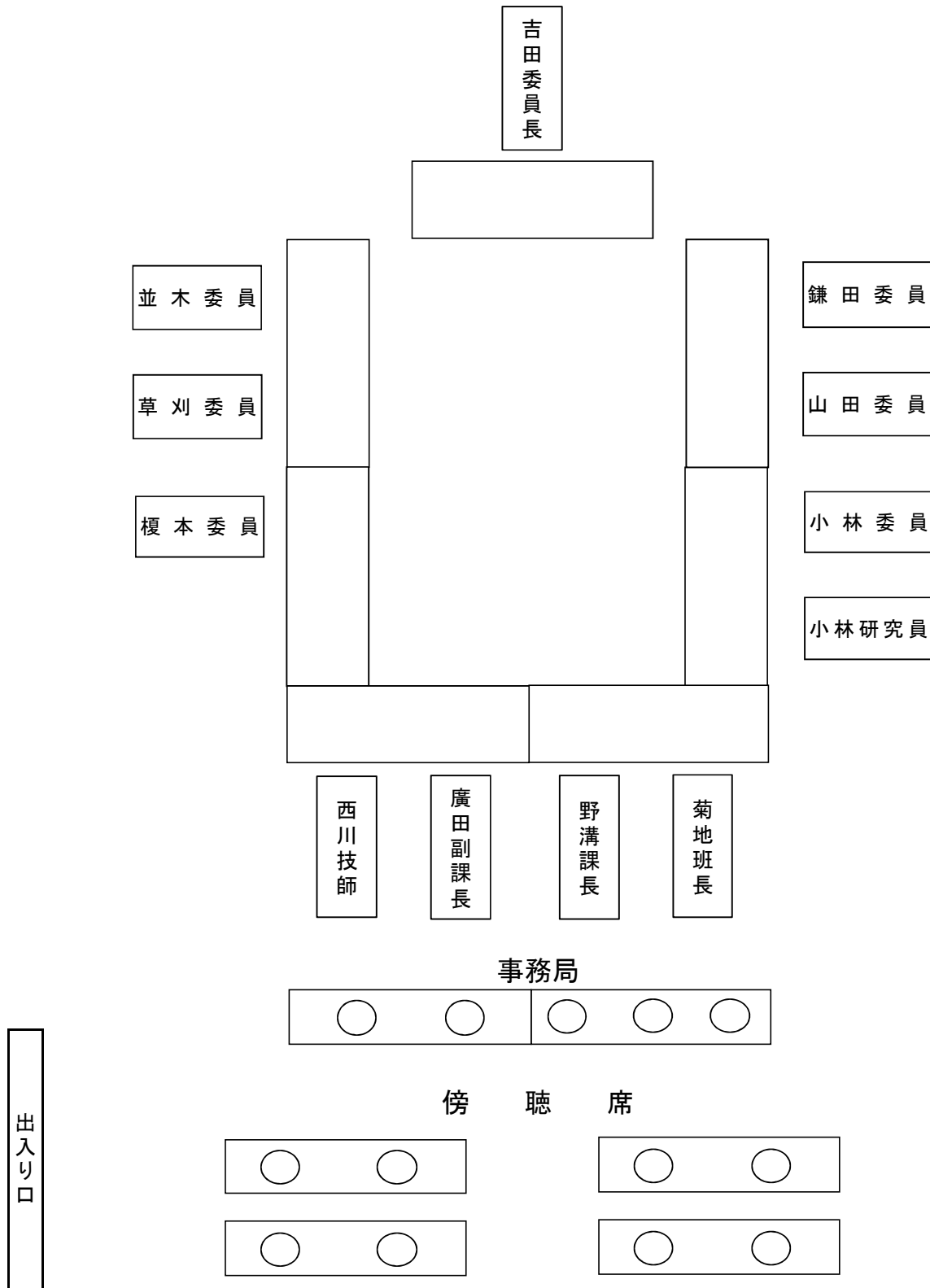
千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会
出席者名簿

平成28年9月13日(火)
千葉県森林会館 5階 第1会議室

区分	氏名	役職名	出欠
部会委員	吉田 正人	筑波大学大学院 世界遺産専攻・世界文化遺産学専攻 教授	出
	並木 康雄	千葉県森林組合連合会 代表理事専務	出
専門委員	草刈 秀紀	「野生生物と社会」学会 理事	出
	榎本 文夫	一般社団法人千葉県猟友会	出
臨時委員	鎌田 薫	安房農業協同組合 常務理事	出
	山田 一郎	鴨川市 農水商工課長	出
	平松 等	勝浦市 農林水産課長	欠
	小林 琢也	君津市 経済部 農政課長	出
受託事業者	小林 喬子	一般財団法人自然環境研究センター 研究員	出

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会 座席表

千葉県森林会館5階第1会議室



議 案

平成28年9月13日

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会

議案第 1 号

平成 27 年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業（ニホンジカ）の事業評価（案）
について

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱 5 の（4）の規定による評価
報告書の作成

平成27年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業（ニホンジカ）の
事業評価（案）について

1 内容

資料3「平成27年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業（ニホンジカ）の事業評価（案）」のとおり

2 目的及び理由

平成27年度に千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）を策定し、捕獲を実施した指定管理鳥獣捕獲等事業について、実施計画の期間が終了したときには、実施計画の目標の達成度や効果、妥当性等について評価、検証を行い、指定管理鳥獣捕獲等事業の評価報告書を作成する必要があることから、事業評価について、資料3のとおりとすることとしたい。

議案第 2 号

平成 28 - 29 年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）
（案）について

法第 14 条の 2 第 1 項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施
計画の策定

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

平成28－29年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
(ニホンジカ) (案) について

1 内容

資料4「平成28－29年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
(ニホンジカ) (案)」のとおり

2 目的

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することで、県内に生息するニホンジカの生息域の拡大防止、縮小を図るため、同事業の実施計画を策定する。

3 実施計画の期間

策定日から平成29年11月10日まで

4 理由

平成27年に策定した第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)では、同計画の管理目標である生息密度の低減に向けて、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するとなっている。同事業を実施する上では、実施計画を定める必要があることから、資料4のとおり実施計画を策定することとしたい。

平成 27 年度指定管理鳥獣捕獲等事業（ニホンジカ）における捕獲結果

（1）捕獲の実施状況

①委託先

（一社）千葉県猟友会

②委託期間

平成 28 年 1 月 12 日～平成 28 年 3 月 25 日

③捕獲区域

夷隅地域（市原市の一部、大多喜町の一部）

④わな設置期間

平成 28 年 2 月 6 日～3 月 18 日

なお、わなの稼働日数は概ね 30 日程度。

⑤捕獲方法

くくりわな

（2）捕獲の実施結果

①わな設置数

わな設置箇所数は 65 地点、のべ設置基数は 1918 基。

なお、1 地点あたりのわな設置数はすべて 1 基で、2 基以上設置した地点はなかった。

②わな設置場所

- 鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）を中心とした地域に設置した。
- 山林内に設置した。

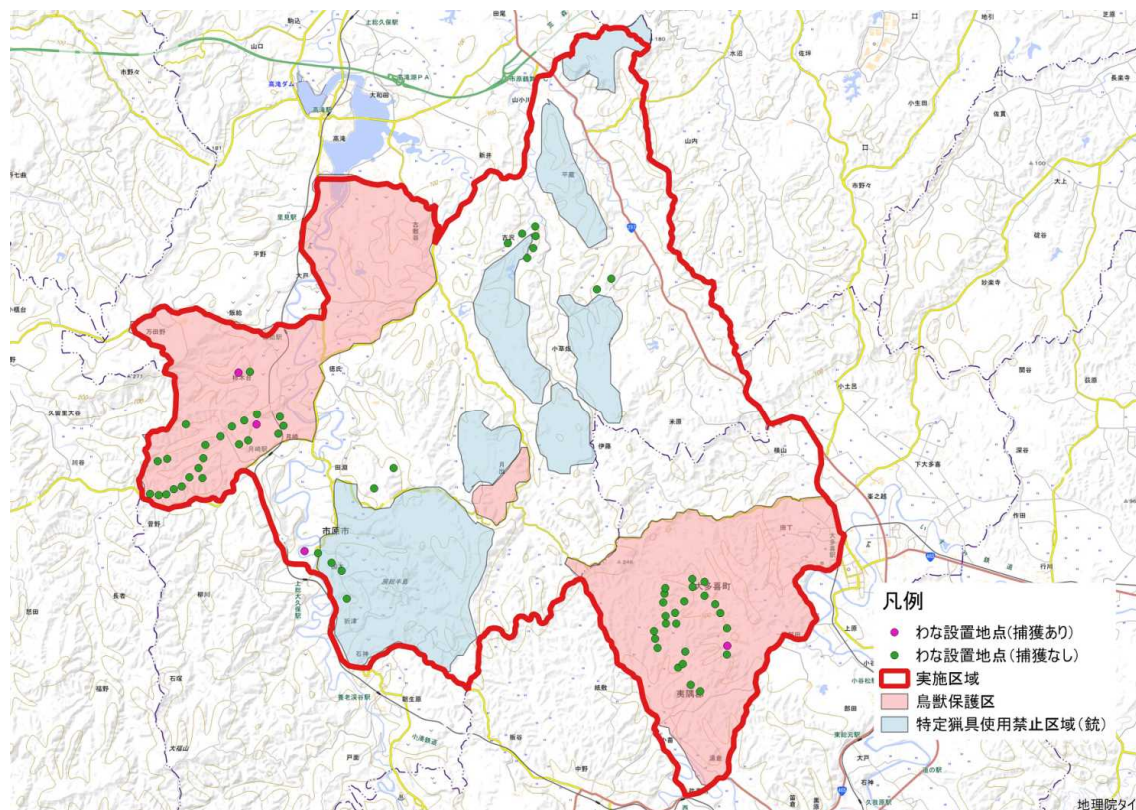


図1 夷隅地域におけるわな設置地点

③捕獲数

市原市で3頭、大多喜町で1頭の計4頭が捕獲された。

④捕獲個体

すべて成獣であったが、メスは1頭であったことから、分布拡大抑制や密度低減への効果は限定的だと考えられる。

表1 捕獲個体の内訳

成獣		幼獣		計 (成獣メスの割合)
オス	メス	オス	メス	
3	1	0	0	4 (25%)

※便宜的に30kg以上の個体を成獣とした。

⑤捕獲効率

イノシシの錯誤捕獲数が10頭あり、シカの捕獲数よりも多かった。

⇒シカの捕獲効率に負の影響を与えた可能性がある。

表2 捕獲数及び捕獲効率

のべ基数	捕獲数	捕獲効率 (基数あたり)	総捕獲数
1,918	4	0.0021	4

⑥捕獲までに要した日数及びわな設置継続日数

捕獲数は限られるものの、多くの地点で設置日から捕獲日まで2週間未満であった。

⇒2週間以上捕獲がない場合は移設を検討した方がよい。

表3 捕獲までに要した日数（設置日～捕獲日）

捕獲数		計
2週間未満（割合）	2週間以上（割合）	
3（75%）	1（25%）	4

表4 2週間未満に移設したわな数及び2週間以上継続して設置したわな数

2週間未満（基）	2週間以上（基）	その他（基）※
3	57	4

※設置開始後2週間以内にニホンジカが捕獲されて撤去したわな及び設置開始から捕獲終了までが2週間未満であったわな

⑦空ハジキ数

- 明確にシカ（対象種）と確認された空ハジキは少なかったものの、種不明の空ハジキが多かった。イノシシが高密度で生息していることから、イノシシによる場合が多いと考えられる。
- 空ハジキは捕獲効率に大きく影響することから、空ハジキ対策は重要課題である。
- イノシシの錯誤捕獲も多く、空ハジキも多いことから、シカの捕獲効率を上げるには誘引等を行い、確実に捕獲する工夫が必要である。

表5 空ハジキ数（くくりわな）

空ハジキ数 （対象種）	空ハジキ数 （種不明、対象種外）
1	31

平成 28 年度のニホンジカ生息状況調査結果

1. 平成 28 年度生息状況調査

平成 27 年度に実施した指定管理鳥獣捕獲等事業等の捕獲の効果を評価するための情報、および、平成 28 年度の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を検討するための基礎情報として、ニホンジカの糞塊調査により生息状況の把握を行った。

(1) 対象地域

平成 27 年度に調査を実施した夷隅地域の調査ルート 12 ルートのうちの 5 ルートと、ニホンジカを目撃及び捕獲記録を参考に新たに設定した 2 ルート、計 7 ルートにおいて調査を実施した。平成 27 年度から引き続き調査を実施したルートは、平成 26 年度に環境省が実施した生息密度指標把握調査における糞塊調査ルート（野生動物保護管理事務所、2015）、平成 26 年度千葉県生息密度指標把握調査で実施された糞塊調査ルート、千葉県の糞粒調査ルートを参考にしている。

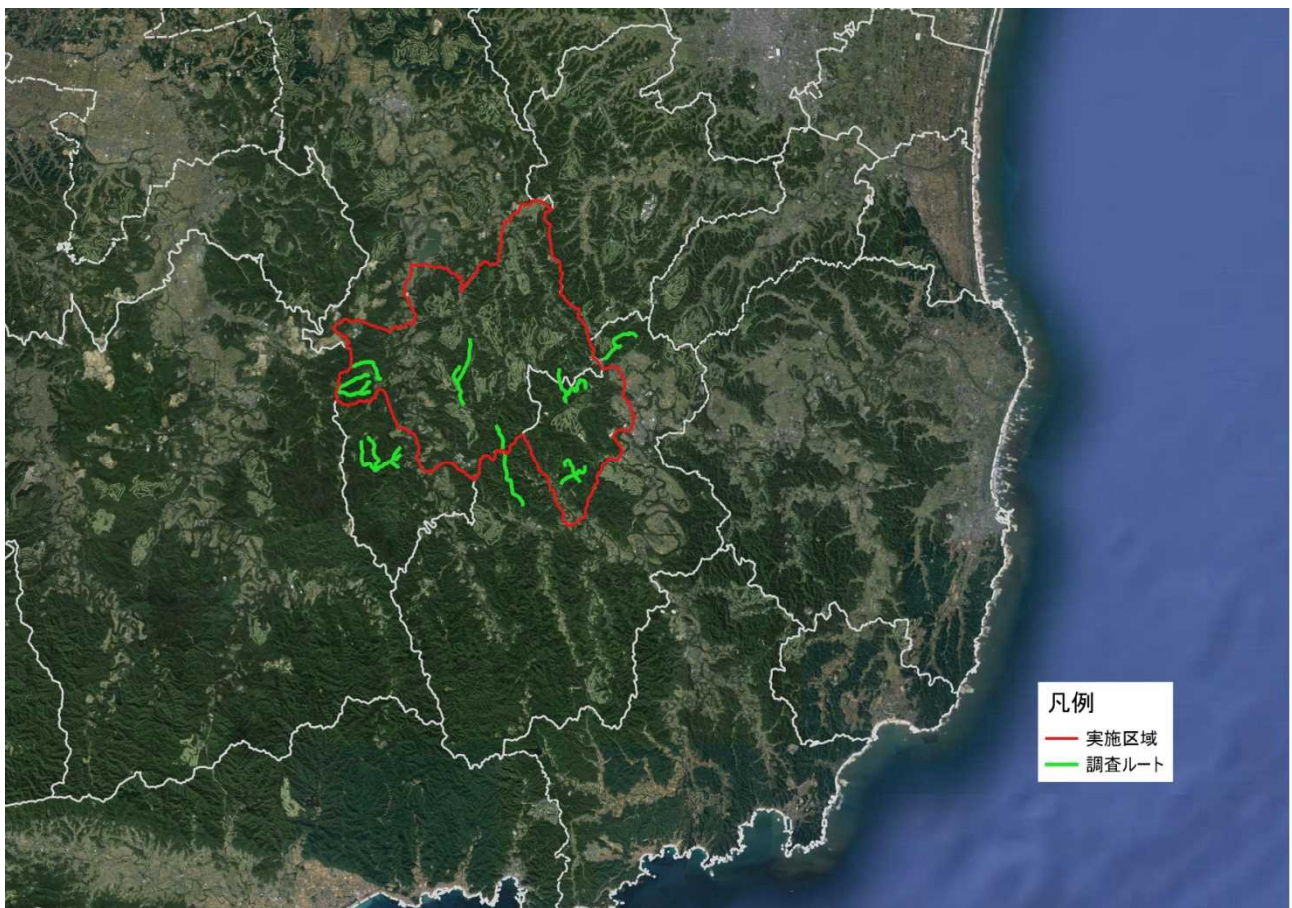


図 1 ニホンジカ糞塊調査の対象地域

(2) 調査方法

1) 調査期間

平成 28 年 6 月 21 日から 7 月 2 日

2) 調査の方法

調査方法は、平成 26 年度に環境省が実施した生息密度指標把握調査（野生動物保護管理事務所、2015）に準じた。設定したルート of 片側 1m（両脇 2m）の範囲にあるニホンジカの糞塊を 10 粒以上と 10 粒未満に分けて、新鮮度別に新・中・旧の区分で記録した。糞塊の他、作業時間、天気、優占する上層植生、下層植生の被度、糞虫の有無及びキョン *Muntiacus reevesi* の糞塊数についても同様に記録した。本調査期間では、キョンと当歳のニホンジカの糞の判別は困難なため、便宜的に短径 7mm 以下の糞は、すべてキョンとして記録した。

糞塊数の他、作業時間、天気及び調査ルートを記録するとともに、約 500m 毎に優占する上層植生及び下層植生の被度についても記録した。

予め設定されたルートに踏査困難な地形・植生など、調査不適地が含まれていた場合は、迂回して調査を行った。

(3) 調査結果

ニホンジカ糞塊調査の調査地の環境を表 1 に示した。ニホンジカ糞塊調査では、森林及び標高の高い山の尾根を調査ルートとして選定したため、広葉樹林、針葉樹林が調査地環境の多くを占めたが、D-9 では調査環境の中で竹林の割合が 40.5% と高い値を示した。

ニホンジカ糞塊調査の結果を表 2 に示した。糞塊の新鮮度「旧」を含めた場合、すべての調査地点で糞塊が発見された。調査を実施した時期の短期的なニホンジカの生息密度を比較するため、糞塊の新鮮度が「新」及び「中」のみを用いて糞塊密度（糞塊数/km）を算出した。糞塊密度が 1 以上だった地点は、D-9 のみであった。発見した糞塊は、殆どが 10 粒以上であり、新鮮度別では 10 粒以上及び 10 粒未満とも、「旧」、「中」、「新」の順で発見数が多かった。

なお、本調査では、D-11 で糞の分解者である糞虫としてセンチコガネ *Phelotrupes laevistriatus* が確認された。

※新規ルートは ND-1 及び ND-2

表 1 ニホンジカ糞塊調査地の環境

調査ルート	下層植生の被度 (%)	調査地の環境 (%)					
		落葉広葉樹林	常緑広葉樹林	針葉樹林 (幼・若齢林)	針葉樹林 (成木林)	竹林 (ササ草地を含む)	その他 (伐採地、草地)
ND-1	12.0	5.6	66.7	-	22.2	5.6	-
ND-2	12.0	20	60	-	20	-	-
D-8	14.0	-	80.0	20.0	-	-	-
D-9	5.7	33.3	-	-	26.2	40.5	-
D-10	25.4	35.7	35.7	7.1	14.3	7.1	-
D-11	28.5	30.0	30.0	-	30.0	-	10.0
D-12	13.1	38.5	23.1	23.1	15.4	-	-

表2 ニホンジカ糞塊数及び糞塊密度

調査地	総距離 (km)	糞塊合計 (10粒以上)			糞塊合計 (10粒未満)			糞塊合計*2	糞塊密度 (糞塊合計*2 /km)
		新	中	旧	新	中	旧		
ND-1	5.3	0	0	0	0	0	2	0	0.00
ND-2	5.6	1	4	1	0	0	0	5	0.89
D-8	3.8	0	1	0	0	0	0	1	0.26
D-9	3.0	0	2	0	0	1	0	3	1.01
D-10	3.4	0	1	0	0	0	1	1	0.30
D-11*1	3.2	0	0	1	0	0	0	0	0.00
D-12	3.6	0	1	8	0	0	0	1	0.28

*1：センチコガネを確認したことを示す

*2：糞塊合計を求める際には、「新」及び「中」の糞塊のみを使用した。

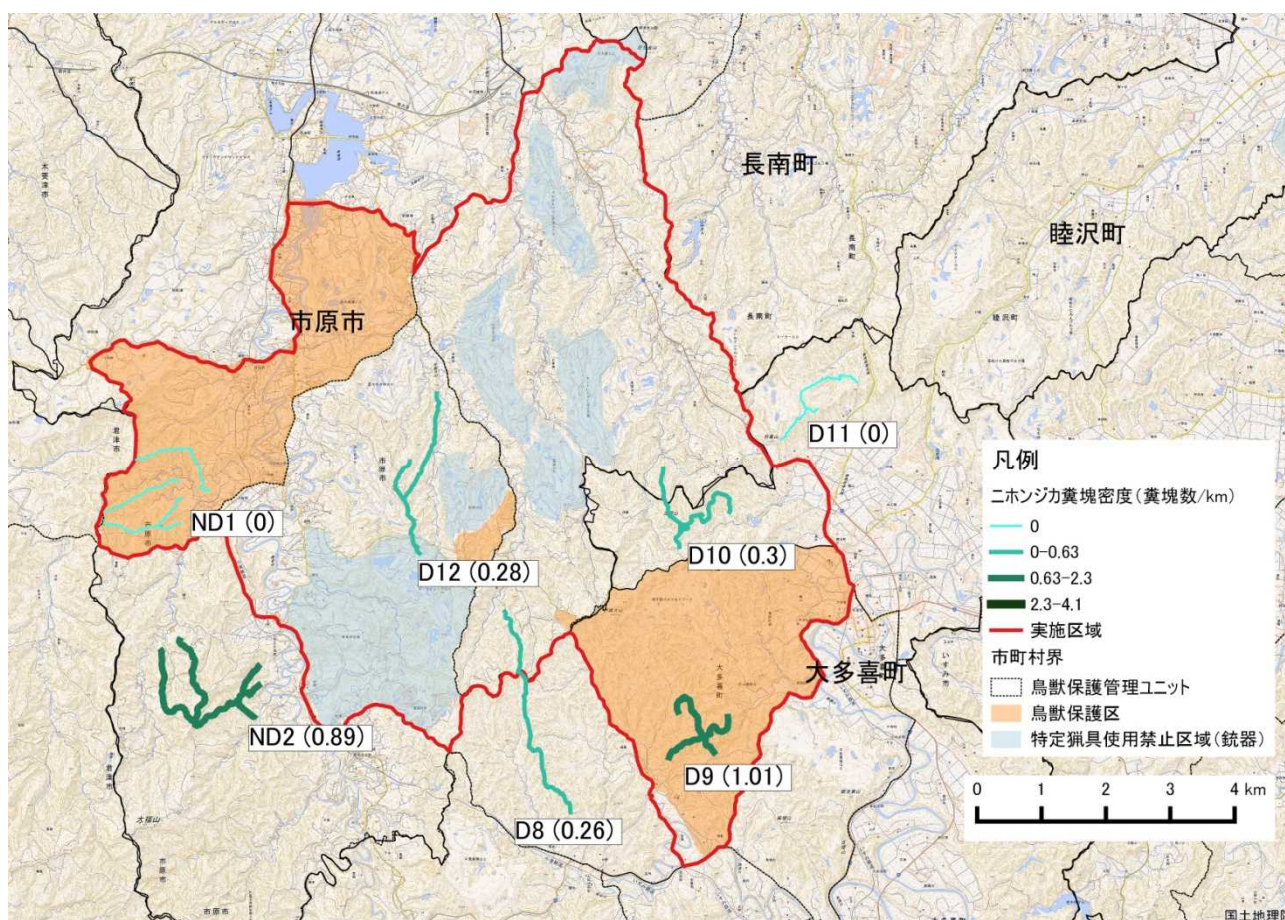


図2 夷隅地域のニホンジカ糞塊密度 (糞塊数/km)

平成 27 年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業（ニホンジカ）の事業評価（案）

1. 平成 27 年度事業評価

平成 27 年度の指定管理鳥獣捕獲等事業について、実施計画の内容や事業の実施状況の評価及び、事業の効果の評価を行った。事業の目標は「糞塊数の低減」であったため、事業の効果の評価するにあつては、平成 27 年度と平成 28 年度に実施したニホンジカの糞塊調査結果の比較を行った。

(1) 実施計画内容及び事業の実施状況の評価

1) 評価方法

事業の目標設定や実施内容について適切であったかを、計画の項目ごとに評価を行った。

表 1 実施計画内容及び事業の遂行状況に関する評価項目

実施計画の項目	評価項目
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画の目的に対して適正な目標設定であったか ・ 目標は達成されたか
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標が達成されるために、適切な時期および期間であったか ・ 設定された実施期間に対して予定通り実施できたか
実施区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画の目的に対して適切な区域設定であったか ・ 設定された区域で実施できたか
使用する猟法・捕獲規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲実施地域、目標に対して適切な猟法、捕獲規模であったか ・ 猟法を実施する上で課題はなかったか ・ 事業実施中または事後に苦情等がなかったか
作業手順・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業手順や実施体制の内容は適切であったか ・ 実施計画通りの工程で作業が行われたか ・ 安全性は確保されていたか

2) 評価結果

実施計画における各項目について、実施計画の目標や内容に対して適切であったかを評価した。

表2 実施計画の項目と実施状況の評価

実施計画の項目	実施計画内容	実施状況及び評価
目標	<p>目的（生息域の縮小または拡大防止を目的とした、生息域外縁部における捕獲強化）に対して、糞塊数の低減を目標とした。</p>	<p>目標設定 これまで捕獲があまり実施されなかった地域であり、生息密度も低く捕獲数および捕獲努力量に関する情報がほぼ無かったことから、生息密度指標である糞塊数を目標達成の指標としたことは適切であった。平成28年度以降は、生息密度指標や平成27年度の事業実績を踏まえて捕獲目標頭数を設定する必要がある。</p> <p>達成状況 目標の達成状況としては、糞塊数は横ばいであり、目標は達成されなかった。より効果的に事業を実施するために、実施期間や実施区域、実施方法等を見直す必要がある。</p>
実施期間	<p>【実施期間】 平成27年12月下旬 ～平成28年3月31日</p> <p>【うち捕獲作業を行う期間】 平成28年1月下旬 ～平成28年3月上旬</p>	<p>期間設定 事業の初年度であり、実施にあたり多くの調整が必要であったため、初年度の実施期間としてはやむを得なかったが、生息域の縮小や分布拡大防止を目的とした場合、より長期間実施すべきであった。平成28年度以降はより長期間にわたって実施する必要がある。</p> <p>また、密度低減を目指す際には、出産期（5～7月）の前に成獣のメスを捕獲することが効果的であるため、実施期間を設定する際にも考慮が必要となる。</p> <p>実施状況 概ね予定通りの期間に実施した。</p> <p>【契約期間】 平成27年1月12日～平成28年3月25日</p> <p>【うち捕獲作業を行った期間】 平成28年2月6日～平成28年3月18日</p>

<p>実施区域</p>	<p>低密度地域の中でも密度が高く、今後北部への分布拡大が懸念される地域（市原市のユニット I2、I3、I4、大多喜町のユニット 09、012。ただし狩猟期間中は鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃器）に限る。）</p>	<p>区域設定 生息状況調査をもとに、分布域の連続性も考慮し、目的に対して適切な区域設定であった。</p> <p>実施状況 概ね実施区域内の想定した地域で実施できた。</p> <p>実施区域のうち鳥獣保護区を中心とした実施となった。ゴルフ場等の土地利用を考慮すると、妥当な実施場所であったものの、捕獲時期を調整することで、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域以外での実施も検討する必要がある。</p> <p>また、山裾などへのわなの設置が多かったため、さらに効率的に捕獲を実施していくには、実施区域の中でも尾根等のシカが良く利用する環境を選択してわなの設置等を行うことが必要である。</p>
<p>使用猟法・捕獲規模</p>	<p>猟法：わな猟（くくりわな） 捕獲規模：30 箇所程度</p>	<p>猟法・捕獲規模の設定 目標や実施地域の規模に対し、捕獲規模が小さかった。</p> <p>また、捕獲効率を上げるためには、銃猟の併用についても視野に入れる必要がある。</p> <p>実施状況 予定以上の規模で実施した。（65 箇所） 2 週間捕獲がなかった場合は、くくりわなを移動させた方が良いが、捕獲期間内で捕獲がなかった箇所では、1 度もくくりわなが移動されていない箇所が多数あった。</p> <p>また、イノシシの錯誤捕獲により捕獲効率が低下したため、選択的にシカを捕獲できるよう誘引餌の利用やシカによる利用が多い環境へのわな設置等の工夫が必要である。</p>
<p>作業手順・実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者との事前調整・作業実施の周知 ・ 捕獲の実施 ・ 捕獲個体の捕殺、捕獲情報の記録 ・ 錯誤捕獲の場合の対応 ・ 捕獲情報の収集及び評価 	<p>作業手順・実施体制の内容 作業手順・実施体制ともに、事業の遂行上、問題のない内容であった。</p> <p>特に作業手順については、明確かつ安全管理に配慮した内容であり適切であった。</p> <p>実施状況 実施計画通りに作業を行うとともに、適切な人員配置及び役割分担により、安全に捕獲を実施することができた。</p> <p>また、必要に応じ回覧等により事前周知したこともあり、苦情等は特になかった。</p>

(2) 事業の効果の評価

1) 評価方法

①糞塊数の変化

ニホンジカの糞塊調査は、同一時期、同一ルートで実施することにより比較可能なデータの取得に努めている。平成 27 年度と平成 28 年度の同一ルートで実施したデータの比較を行った。比較にあたっては、過年度の状況も反映することが予想される古い糞塊を除いて集計した。

また、糞塊の残りやすさは、天候の影響を受ける可能性があることから、平成 27 年度と平成 28 年度の糞塊数の比較をする際の参考にするため、糞塊調査ルートに最も近いアメダス観測所で記録されている平成 27 年と平成 28 年の月別平均気温を算出した。

②総捕獲数（狩猟、管理捕獲）と糞塊数の動向比較

実施区域における平成 27 年度と平成 28 年度の糞塊数の変化と平成 27 年度の総捕獲数を比較した。

2) 結果

①糞塊数の変化

平均糞塊密度は、両年度とも 0.37 で変化はなく、統計的な有意差も確認されなかった (Kruskal-Wallis 検定, $p=0.92$)。糞塊密度をルート別にみると、D-8 は増加したが、D-9 ~D-11 は変化がなく、D-12 で減少していた。

糞の消失に気温が影響することが知られているため、両年の月別平均気温を比較したところ、統計的な有意差は確認されず (wilcoxon 検定, $p=0.84$)、糞塊数の変化はほぼ生息密度の動向を反映しているものと考えられた。そのため、生息密度は横ばいであることが考えられる。

表 3 夷隅地域のニホンジカ糞塊密度
(糞塊数/km)

調査地点	平成27	平成28
D-8	0.00	0.26
D-9	1.01	1.01
D-10	0.30	0.30
D-11	0.00	0.00
D-12	0.56	0.28
平均	0.37	0.37

※糞塊密度を求める際には、「新」及び「中」の糞塊数のみを使用した。

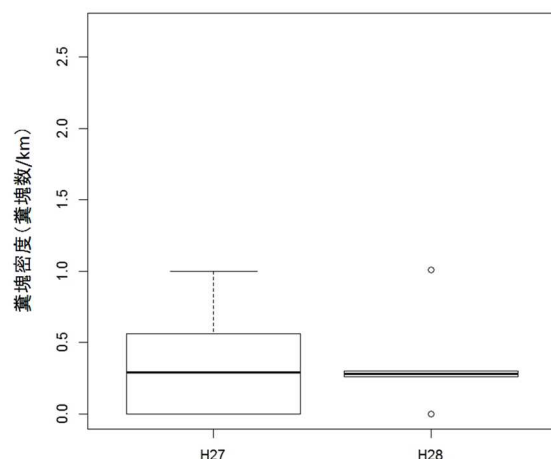


図 1 平成 27 年度と平成 28 年度の夷隅地域のニホンジカ糞塊密度 (糞塊数/km)

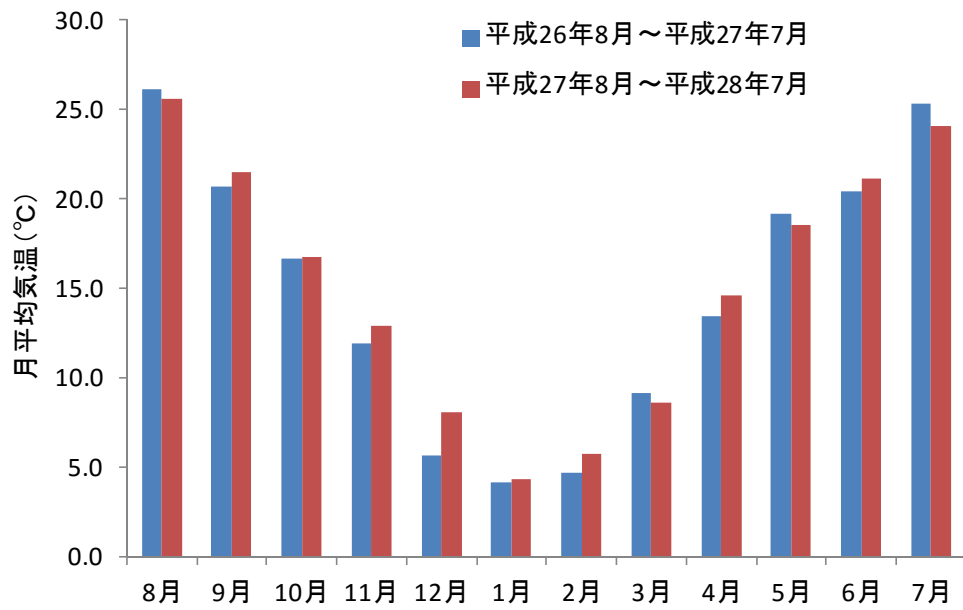


図2 平成26年8月～平成28年7月の月別平均気温
 (両期間中に統計的な有意差は見られない。wilcoxon 検定, $p=0.84$)

②総捕獲数（狩猟、管理捕獲）と糞塊数の動向比較

平成 27 年度の総捕獲数及び狩猟数、管理捕獲数、管理捕獲のうち指定管理捕獲等事業での捕獲数を表 4 に示した。

表 4 実施地域における捕獲数の内訳（平成 27 年度 狩猟・管理捕獲）

総捕獲数	狩猟	許可捕獲	指定管理事業 (全捕獲数に占める割合)
28	8	16	4 (14.3%)

ルート (D-12) においては糞塊数の減少が見られたが、糞塊数が平成 27 年度調査で 2、平成 28 年度調査で 1 であり、元々の糞塊数が少ない中での減少であった。調査は誤差を含むものであること、また、シカの生息が確認されていることから、当該ルート周辺地域において引き続き捕獲を実施していくことが必要である。

ルート (D-9、D-10、D-11) については糞塊数の増減がなく、生息密度は減少していないものと考えられることから、分布の拡大を防止するには、これらのルート及び糞塊数が増加したルート (D-8) を含む、大多喜町北部地域及び市原市南東部の捕獲圧の強化が必要である。

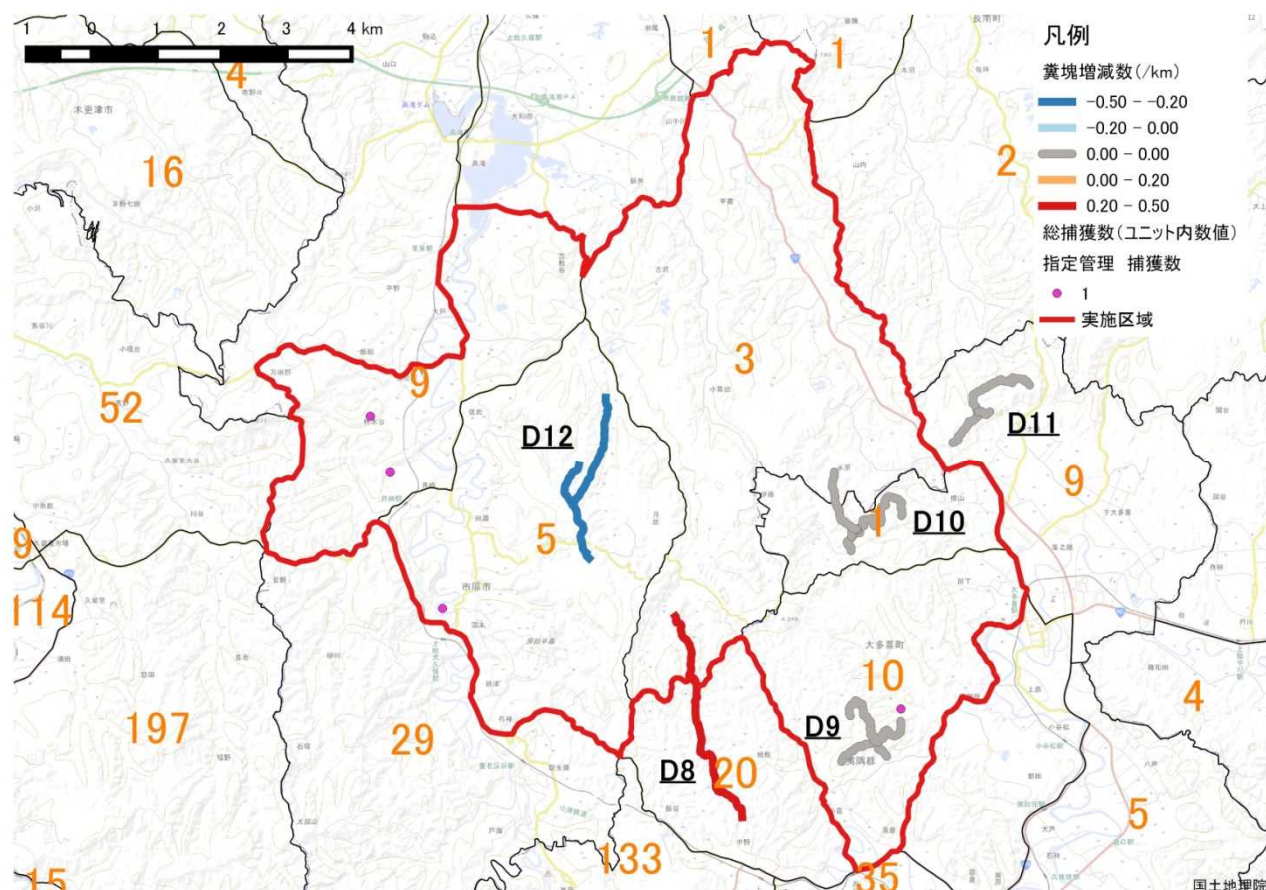


図 3 夷隅地域におけるニホンジカ糞塊数増減と平成 27 年度の総捕獲数
(ユニット枠内数値は、狩猟及び管理捕獲を合計した総捕獲数)

(3) 全体評価

平成 27 年度は事業初年度であったため捕獲期間が短く、また、捕獲場所に制限があったことから、捕獲数は限定的なものとなった。より効果的に事業を実施するために、実施期間や実施区域、実施方法等を見直す必要がある。

一方で、捕獲に係る基礎データが不足している分布拡大地域において、捕獲効率等の基礎データを収集出来たことから、平成 28 年度以降は得られたデータを活用し、より効果的な事業の推進を図る必要がある。

(4) 第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する本事業の寄与の程度

第二種特定鳥獣管理計画では生物多様性の保全、ニホンジカ地域個体群の安定的な維持、農業被害の低減を目指しているが、個体数の増加及び分布の拡大が続いている本県において目標を達成するには、分布の中心地で捕獲等の対策を強化することで農業被害の低減及び生物多様性の保全を図るとともに、ニホンジカの分布拡大を防止することが重要である。

ニホンジカの分布拡大の防止を目的とした本事業においては、平成 27 年度の実質的な捕獲期間がおよそ 30 日程度ということもあり、分布拡大を防止するには十分な捕獲数ではなかったことから、管理計画の目標に対する本事業の寄与は限定的であったと言える。

平成 28 年度は、本事業をより効果的に実施するとともに、区域内で行われている有害鳥獣捕獲と併せて地域全体の捕獲圧を強化することで、ニホンジカの分布拡大の防止を図る必要がある。

平成 27 年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業（ニホンジカ）の事業評価（案）

1. 平成 27 年度事業評価

平成 27 年度の指定管理鳥獣捕獲等事業について、実施計画の内容や事業の実施状況の評価及び、事業の効果の評価を行った。事業の目標は「糞塊数の低減」であったため、事業の効果の評価するにあつては、平成 27 年度と平成 28 年度に実施したニホンジカの糞塊調査結果の比較を行った。

(1) 実施計画内容及び事業の実施状況の評価

1) 評価方法

事業の目標設定や実施内容について適切であったかを、計画の項目ごとに評価を行った。

表 1 実施計画内容及び事業の遂行状況に関する評価項目

実施計画の項目	評価項目
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画の目的に対して適正な目標設定であったか ・ 目標は達成されたか
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標が達成されるために、適切な時期および期間であったか ・ 設定された実施期間に対して予定通り実施できたか
実施区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画の目的に対して適切な区域設定であったか ・ 設定された区域で実施できたか
使用する猟法・捕獲規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲実施地域、目標に対して適切な猟法、捕獲規模であったか ・ 猟法を実施する上で課題はなかったか ・ 事業実施中または事後に苦情等がなかったか
作業手順・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業手順や実施体制の内容は適切であったか ・ 実施計画通りの工程で作業が行われたか ・ 安全性は確保されていたか

2) 評価結果

実施計画における各項目について、実施計画の目標や内容に対して適切であったかを評価した。

表2 実施計画の項目と実施状況の評価

実施計画の項目	実施計画内容	実施状況及び評価
目標	<p>目的（生息域の縮小または拡大防止を目的とした、生息域外縁部における捕獲強化）に対して、糞塊数の低減を目標とした。</p>	<p>目標設定 これまで捕獲があまり実施されなかった地域であり、生息密度も低く捕獲数および捕獲努力量に関する情報がほぼ無かったことから、生息密度指標である糞塊数を目標達成の指標としたことは適切であった。平成28年度以降は、生息密度指標や平成27年度の事業実績を踏まえて捕獲目標頭数を設定する必要がある。</p> <p>達成状況 目標の達成状況としては、糞塊数は横ばいであり、目標は達成されなかった。より効果的に事業を実施するために、実施期間や実施区域、実施方法等を見直す必要がある。</p>
実施期間	<p>【実施期間】 平成27年12月下旬 ～平成28年3月31日</p> <p>【うち捕獲作業を行う期間】 平成28年1月下旬 ～平成28年3月上旬</p>	<p>期間設定 事業の初年度であり、実施にあたり多くの調整が必要であったため、初年度の実施期間としてはやむを得なかったが、生息域の縮小や分布拡大防止を目的とした場合、より長期間実施すべきであった。平成28年度以降はより長期間にわたって実施する必要がある。</p> <p>また、密度低減を目指す際には、出産期（5～7月）の前に成獣のメスを捕獲することが効果的であるため、実施期間を設定する際にも考慮が必要となる。</p> <p>実施状況 概ね予定通りの期間に実施した。</p> <p>【契約期間】 平成27年1月12日～平成28年3月25日</p> <p>【うち捕獲作業を行った期間】 平成28年2月6日～平成28年3月18日</p>

<p>実施区域</p>	<p>低密度地域の中でも密度が高く、今後北部への分布拡大が懸念される地域（市原市のユニット I2、I3、I4、大多喜町のユニット 09、012。ただし狩猟期間中は鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃器）に限る。）</p>	<p>区域設定 生息状況調査をもとに、分布域の連続性も考慮し、目的に対して適切な区域設定であった。</p> <p>実施状況 概ね実施区域内の想定した地域で実施できた。</p> <p>実施区域のうち鳥獣保護区を中心とした実施となった。ゴルフ場等の土地利用を考慮すると、妥当な実施場所であったものの、捕獲時期を調整することで、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域以外での実施も検討する必要がある。</p> <p>また、山裾などへのわなの設置が多かったため、さらに効率的に捕獲を実施していくには、実施区域の中でも尾根等のシカが良く利用する環境を選択してわなの設置等を行うことが必要である。</p>
<p>使用猟法・捕獲規模</p>	<p>猟法：わな猟（くくりわな） 捕獲規模：30 箇所程度</p>	<p>猟法・捕獲規模の設定 目標や実施地域の規模に対し、捕獲規模が小さかった。</p> <p>また、捕獲効率を上げるためには、銃猟の併用についても視野に入れる必要がある。</p> <p>実施状況 予定以上の規模で実施した。（65 箇所） 2 週間捕獲がなかった場合は、くくりわなを移動させた方が良いが、捕獲期間内で捕獲がなかった箇所では、1 度もくくりわなが移動されていない箇所が多数あった。</p> <p>また、イノシシの錯誤捕獲により捕獲効率が低下したため、選択的にシカを捕獲できるよう誘引餌の利用やシカによる利用が多い環境へのわな設置等の工夫が必要である。</p>
<p>作業手順・実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者との事前調整・作業実施の周知 ・ 捕獲の実施 ・ 捕獲個体の捕殺、捕獲情報の記録 ・ 錯誤捕獲の場合の対応 ・ 捕獲情報の収集及び評価 	<p>作業手順・実施体制の内容 作業手順・実施体制ともに、事業の遂行上、問題のない内容であった。</p> <p>特に作業手順については、明確かつ安全管理に配慮した内容であり適切であった。</p> <p>実施状況 実施計画通りに作業を行うとともに、適切な人員配置及び役割分担により、安全に捕獲を実施することができた。</p> <p>また、必要に応じ回覧等により事前周知したこともあり、苦情等は特になかった。</p>

(2) 事業の効果の評価

1) 評価方法

①糞塊数の変化

ニホンジカの糞塊調査は、同一時期、同一ルートで実施することにより比較可能なデータの取得に努めている。平成 27 年度と平成 28 年度の同一ルートで実施したデータの比較を行った。比較にあたっては、過年度の状況も反映することが予想される古い糞塊を除いて集計した。

また、糞塊の残りやすさは、天候の影響を受ける可能性があることから、平成 27 年度と平成 28 年度の糞塊数の比較をする際の参考にするため、糞塊調査ルートに最も近いアメダス観測所で記録されている平成 27 年と平成 28 年の月別平均気温を算出した。

②総捕獲数（狩猟、管理捕獲）と糞塊数の動向比較

実施区域における平成 27 年度と平成 28 年度の糞塊数の変化と平成 27 年度の総捕獲数を比較した。

2) 結果

①糞塊数の変化

平均糞塊密度は、両年度とも 0.37 で変化はなく、統計的な有意差も確認されなかった (Kruskal-Wallis 検定, $p=0.92$)。糞塊密度をルート別にみると、D-8 は増加したが、D-9 ~D-11 は変化がなく、D-12 で減少していた。

糞の消失に気温が影響することが知られているため、両年の月別平均気温を比較したところ、統計的な有意差は確認されず (wilcoxon 検定, $p=0.84$)、糞塊数の変化はほぼ生息密度の動向を反映しているものと考えられた。そのため、生息密度は横ばいであることが考えられる。

表 3 夷隅地域のニホンジカ糞塊密度
(糞塊数/km)

調査地点	平成27	平成28
D-8	0.00	0.26
D-9	1.01	1.01
D-10	0.30	0.30
D-11	0.00	0.00
D-12	0.56	0.28
平均	0.37	0.37

※糞塊密度を求める際には、「新」及び「中」の糞塊数のみを使用した。

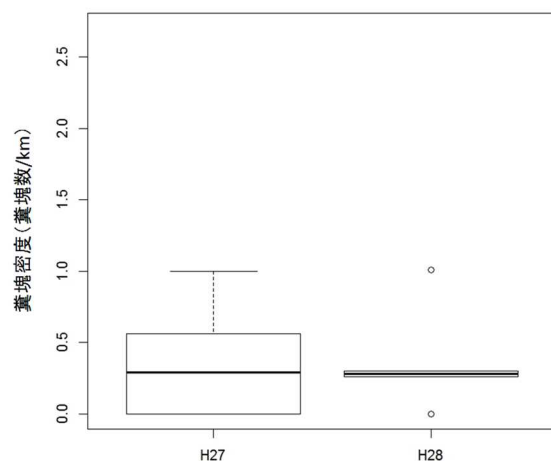


図 1 平成 27 年度と平成 28 年度の夷隅地域のニホンジカ糞塊密度 (糞塊数/km)

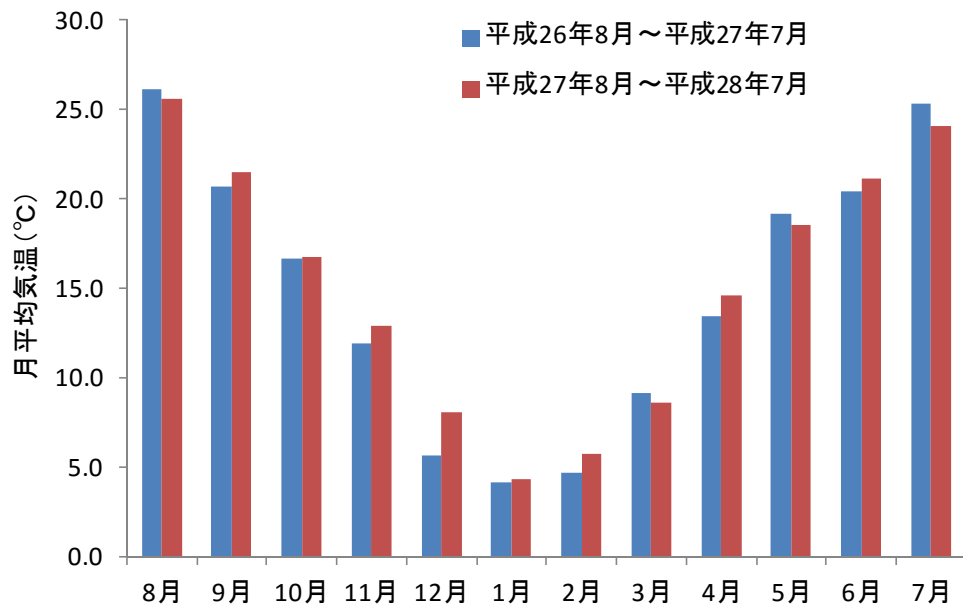


図2 平成26年8月～平成28年7月の月別平均気温
 (両期間中に統計的な有意差は見られない。wilcoxon 検定, $p=0.84$)

②総捕獲数（狩猟、管理捕獲）と糞塊数の動向比較

平成 27 年度の総捕獲数及び狩猟数、管理捕獲数、管理捕獲のうち指定管理捕獲等事業での捕獲数を表 4 に示した。

表 4 実施地域における捕獲数の内訳（平成 27 年度 狩猟・管理捕獲）

総捕獲数	狩猟	許可捕獲	指定管理事業 (全捕獲数に占める割合)
28	8	16	4 (14.3%)

ルート (D-12) においては糞塊数の減少が見られたが、糞塊数が平成 27 年度調査で 2、平成 28 年度調査で 1 であり、元々の糞塊数が少ない中での減少であった。調査は誤差を含むものであること、また、シカの生息が確認されていることから、当該ルート周辺地域において引き続き捕獲を実施していくことが必要である。

ルート (D-9、D-10、D-11) については糞塊数の増減がなく、生息密度は減少していないものと考えられることから、分布の拡大を防止するには、これらのルート及び糞塊数が増加したルート (D-8) を含む、大多喜町北部地域及び市原市南東部の捕獲圧の強化が必要である。

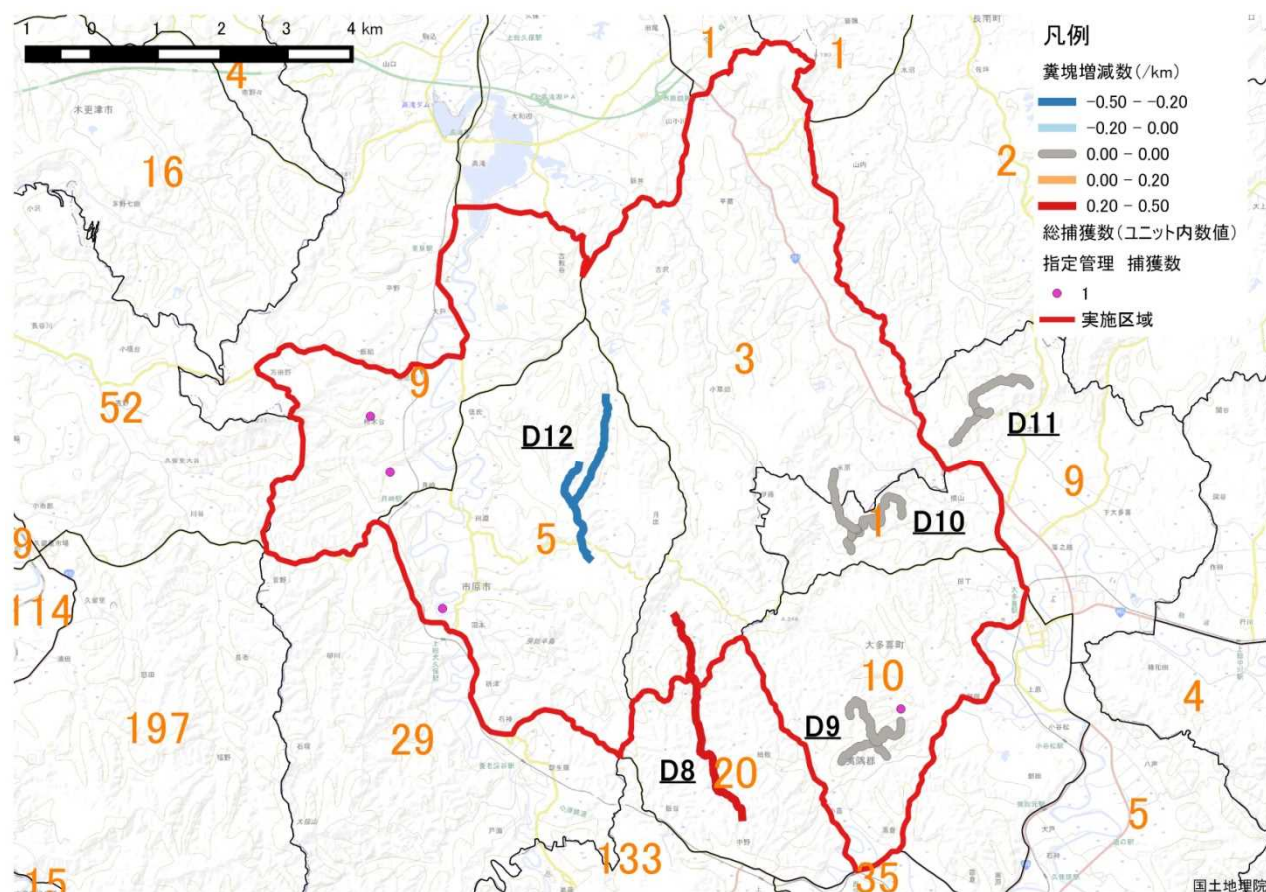


図 3 夷隅地域におけるニホンジカ糞塊数増減と平成 27 年度の総捕獲数
(ユニット枠内数値は、狩猟及び管理捕獲を合計した総捕獲数)

(3) 全体評価

平成 27 年度は事業初年度であったため捕獲期間が短く、また、捕獲場所に制限があったことから、捕獲数は限定的なものとなった。より効果的に事業を実施するために、実施期間や実施区域、実施方法等を見直す必要がある。

一方で、捕獲に係る基礎データが不足している分布拡大地域において、捕獲効率等の基礎データを収集出来たことから、平成 28 年度以降は得られたデータを活用し、より効果的な事業の推進を図る必要がある。

(4) 第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する本事業の寄与の程度

第二種特定鳥獣管理計画では生物多様性の保全、ニホンジカ地域個体群の安定的な維持、農業被害の低減を目指しているが、個体数の増加及び分布の拡大が続いている本県において目標を達成するには、分布の中心地で捕獲等の対策を強化することで農業被害の低減及び生物多様性の保全を図るとともに、ニホンジカの分布拡大を防止することが重要である。

ニホンジカの分布拡大の防止を目的とした本事業においては、平成 27 年度の実質的な捕獲期間がおよそ 30 日程度ということもあり、分布拡大を防止するには十分な捕獲数ではなかったことから、管理計画の目標に対する本事業の寄与は限定的であったと言える。

平成 28 年度は、本事業をより効果的に実施するとともに、区域内で行われている有害鳥獣捕獲と併せて地域全体の捕獲圧を強化することで、ニホンジカの分布拡大の防止を図る必要がある。

平成 28-29 年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）（案）
（平成 28 年〇月〇日（計画策定日）から平成 29 年 11 月 10 日まで）

1 背景及び目的

ニホンジカは古くから千葉県内に生息していたが、農地の拡大や高い狩猟圧により昭和 30 年代には絶滅が危ぶまれる状態となった。そのため、国が狩猟を禁止していたメスジカに加え、県では昭和 36 年からオスジカの狩猟禁止を実施した。しかしその後、保護対策の継続と大規模な森林伐採、幼齢植林地造成等でニホンジカの好適な餌場環境が人工的に作り出されたことにより、生息数の増加や生息域の拡大が起こったと考えられている。昭和 50 年代には農林業への被害が発生したため、昭和 61 年から有害鳥獣捕獲等の対策が開始された。平成 3 年度には狩猟（オス）の一部解禁等を行い、さらに、平成 17 年 4 月 1 日に「第 1 次特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）」を策定し、その計画の下、県および市町村による捕獲事業の実施や、狩猟（メス）の一部解禁など各種対策を講じてきた。

しかしながら、ニホンジカの分布域は拡大し、生息数、捕獲数ともに年々増加しており、平成 27 年度の推定生息数は約 15,600 頭、捕獲数は 4,465 頭といずれも過去最高を記録した。さらに、ニホンジカによる農作物被害は平成 24 年度までは減少傾向にあったものの、近年は再び増加してきている。

このため、第 3 次第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の目標である適正な生息数を目指して、既存の市町村による有害鳥獣捕獲事業に加え、県が実施主体となり指定管理鳥獣捕獲等事業を平成 27 年度に引き続き実施する。本事業では、ニホンジカの生息域の縮小または拡大防止を目的とし、生息域の外縁部において捕獲を行うこととする。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
市原・大多喜区域	平成 28 年 11 月～平成 29 年 3 月 （うち捕獲作業を行う期間は 90 日程度）
	平成 29 年 5 月～平成 29 年 11 月 （うち捕獲作業を行う期間は 100 日程度）

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
市原・大多喜区域	市原市（ユニット I1、I2、I3、I4）、大多喜町（ユニット 08、09、012、013）。 ただし、狩猟期間中は鳥獣保護区および特定猟具使用禁止区域（銃器）に該当する地域。	低密度地域の中でも密度が高く、今後北部への分布拡大が懸念される。	鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域（銃器）



図1 実施区域図（全体）

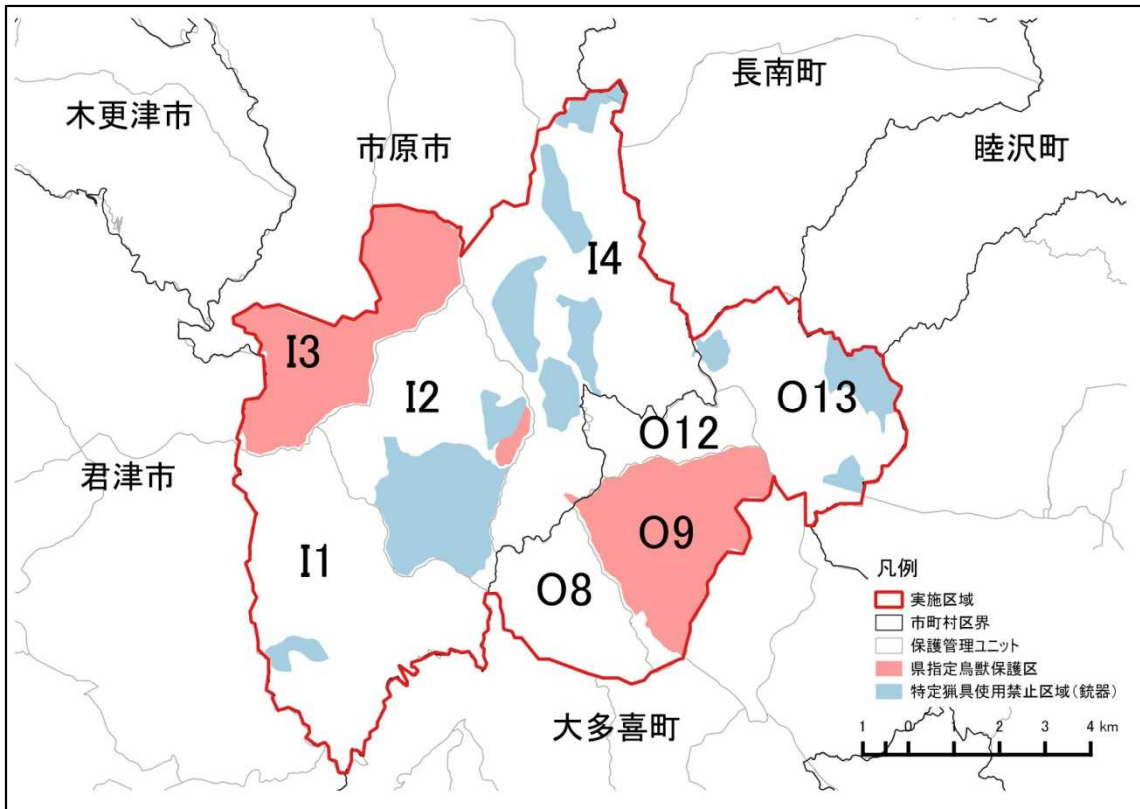


図2 実施区域図

※鳥獣保護区および特定猟具使用禁止区域（銃器）は、実施区域内のみ表示。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
市原・大多喜区域	捕獲数 44 頭 (うち、平成 28 年度の捕獲数は 20 頭、 平成 29 年度の捕獲数は 24 頭)

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
市原・大多喜区域	わな猟 (くくりわな) 銃猟 (ただし、止め刺しに限る。)	50～60 箇所

② 作業手順

(ア) 関係者との事前調整・作業実施の周知

捕獲の実施に当たっては、市町、土地所有者、住民、関係団体 (猟友会等) と調整を図った上で、わなの設置場所を決定する。市町及び関係者は、捕獲の実施に協力する。また、作業の実施前に、実施区域内の関係者や、関係機関および本県に入猟する狩猟者に対し十分な周知を行う。

(イ) 捕獲の実施

本事業は認定鳥獣捕獲等事業者に業務委託し、ニホンジカの捕獲を実施する。

事業受託者は、作業の実施前に十分な安全管理体制を整える。また、捕獲の実施に当たっては、あらかじめ痕跡を確認する等して確実に捕獲できる場所を選定し、わな設置地点の位置情報、周辺環境等の記録を行う。わなの見回り時は、対象種の誘引状況、わなの状況等の記録を行い、必要に応じて設置場所の移動、設置基数の変更、誘引のための給餌等を行い、捕獲の改善に努める。

(ウ) 捕獲個体の捕殺、捕獲情報の記録

個体が捕獲されている場合は、事業受託者は安全に留意し止め刺しを行う (必要に応じて銃器を使用する)。捕獲個体については、所定の様式に従って、捕獲年月日、捕獲場所、止め刺し方法、性別、年齢クラス、体長、体重等を記録し、写真撮影を行う。捕獲個体は、実施区域の関係者と協議の上、埋設や焼却等適切に処理する。また、検体対象の部位については、必要に応じて、回収し県へ提出する。

(エ) 錯誤捕獲の場合の対応

対象種以外の動物が捕獲される可能性がある場合には、事業受託者は予め捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。特定外来生物が錯誤捕獲された場合は、法律に基づき適切に処分する。

(オ) 捕獲情報の収集および評価

県は、事業受託者から捕獲に係る各種記録を収集し、有識者の意見も踏まえ事業の評価を行う。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【事業主体】 千葉県

【実施形態】 委託

【委託範囲】 ニホンジカの捕獲

【想定される委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者

【事業の実施体制】

捕獲実施時期が狩猟期間と重複するため、事故が起こらないよう安全管理には入念な注意を払う。県および事業受託者は関係者との連絡体制を整え、安全かつ効率的な業務遂行に努める。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・ 県および事業受託者は、事業を実施する前に、市町を通じて住民や関係者に対し事業内容について十分な周知を図る。周知の方法については、市町と協議した上で決定する。
- ・ 受託者は、事業実施区域に注意喚起看板を設置し、必要に応じて立入規制措置を行う事で住民の安全を確保する。
- ・ 自然観察会の散策コース等、地元住民以外が頻繁に入林する可能性がある場合は、わなの設置を避ける等の配慮を行う。
- ・ 捕獲実施期間中は毎日の見回り、もしくは同等の捕獲確認措置を徹底する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・ 受託者は、捕獲事業者の証明となる従事者証を常に携帯する。
- ・ 墓地や社寺境内など人の出入りの多い場所には、わなの設置を行わない。
- ・ 止め刺しで銃器を使用する際は、発砲回数を最小限にし、静穏の保持に努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・連絡用無線機の使用に当たっては、電波法を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・くくりわな設置の際には、わな本体及びわな周辺部の見やすい場所に標識を設置する。
- ・埋設処分や血抜きを行う際には、事前に土地所有者若しくは土地管理者の了解をとるとともに、水源等への影響が無いように配慮する。

(3) 地域社会への配慮

- ・関係機関に対して、猟法、わな基数、設置場所、作業期間、実施人数等の詳細について情報提供を行い、地域社会との軋轢が生じないよう配慮する。
- ・地域関係機関に対して、捕獲の結果と評価を示し、本事業の必要性について理解が得られるよう努める。

千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）
（平成 27 年 10 月 30 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）

1 背景及び目的

ニホンジカは古くから千葉県内に生息していたが、農地の拡大や高い狩猟圧により昭和 30 年代には絶滅が危ぶまれる状態となったため、国が狩猟を禁止していたメスジカに加え、県では昭和 36 年からオスジカの狩猟禁止を実施した。しかしその後、保護対策の継続と大規模な森林伐採、幼齢植林地造成等でニホンジカの好適な餌場環境が人工的に作り出されたことにより、生息数の増加や生息域の拡大が起こったと考えられている。昭和 50 年代には農林業への被害が発生したため、昭和 61 年から有害鳥獣捕獲等の対策が開始された。平成 3 年度には狩猟（オス）の一部解禁等を行い、さらに、平成 17 年 4 月 1 日に「第 1 次特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）」を策定し、その計画の下、県および市町村による捕獲事業の実施や、狩猟（メス）の一部解禁など各種対策を講じてきた。

しかしながら、ニホンジカの分布域は拡大し、生息数、捕獲数ともに年々増加しており、平成 26 年度の推定生息数は約 14,000 頭、捕獲数は 3,601 頭といずれも過去最高を記録した。一方で、ニホンジカによる農作物被害は平成 24 年度までは減少傾向にあったものの、近年は再び増加してきている。

このため、第 3 次第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の目標である適正な生息数を目指して、既存の市町村による有害鳥獣捕獲事業に加え、県が実施主体となり指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。本事業では、ニホンジカの生息域の縮小または拡大防止を目的とし、生息域の外縁部において捕獲を行うこととする。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
市原・大多喜区域	平成 27 年 12 月下旬～平成 28 年 3 月 31 日 うち、捕獲作業を行う期間 平成 28 年 1 月下旬～平成 28 年 3 月上旬

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
市原・大多喜区域	市原市（ユニット I2, I3, I4）、大多喜町（ユニット 09, 012）。ただし、狩猟期間中は鳥獣保護区および特定猟具使用禁止区域（銃器）に該当する地域。	低密度地域の中でも密度が高く、今後北部への分布拡大が懸念される。	鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域（銃器）

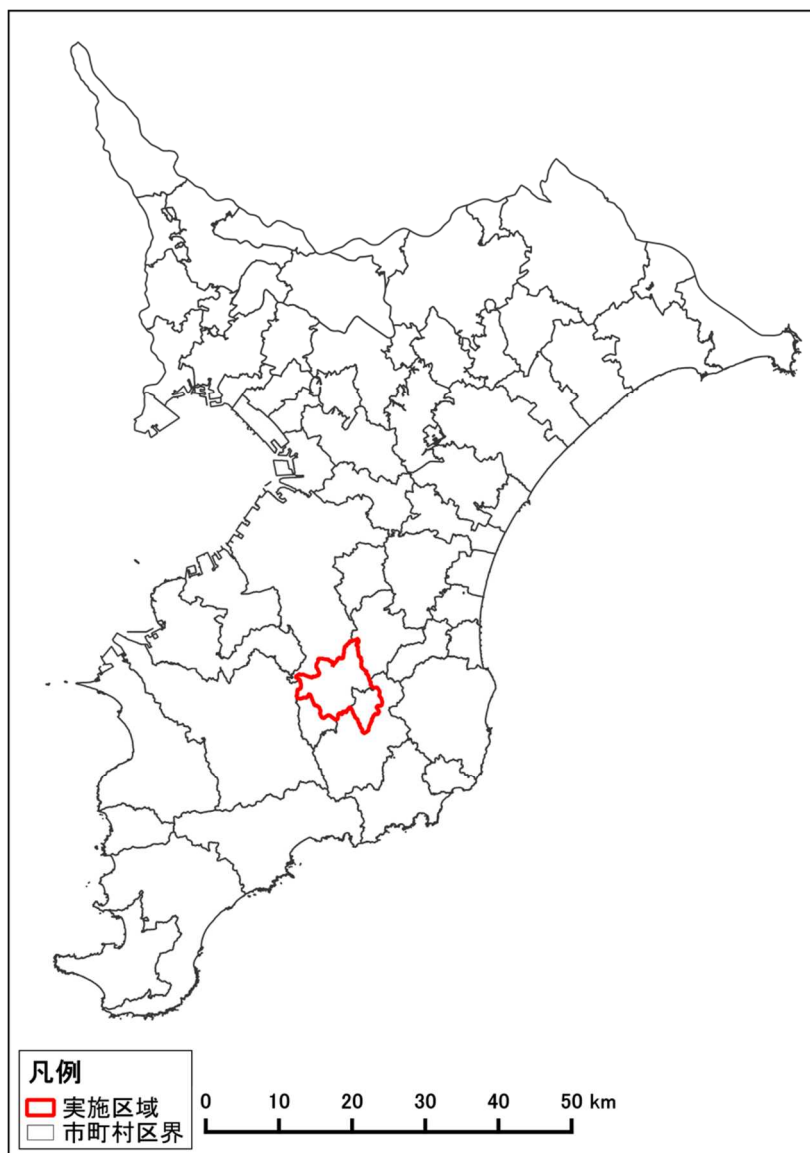


図1 実施区域図（全体）

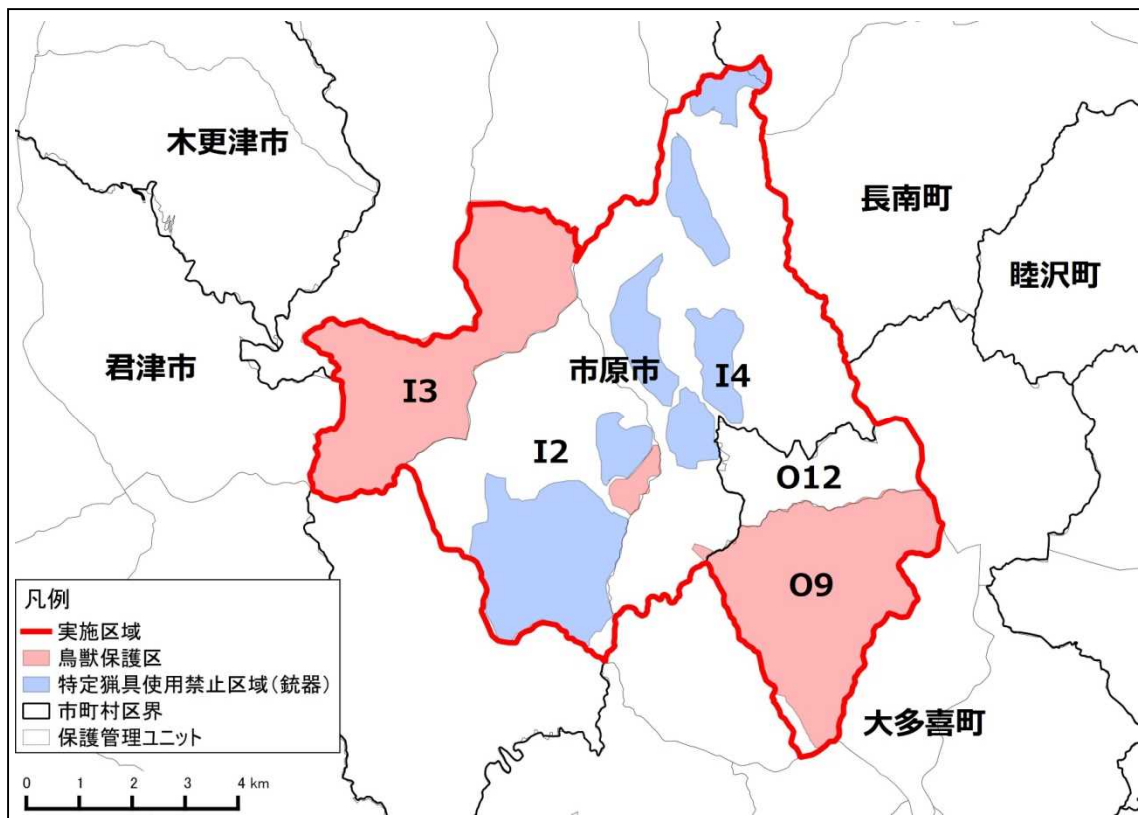


図2 実施区域図

※鳥獣保護区および特定猟具使用禁止区域（銃器）は、実施区域内のみ表示。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
市原・大多喜区域	糞塊数の低減

※3～4 km の調査ルートを設定・踏査し、左右各 1m 以内で確認されたニホンジカの糞塊数等を記録した。

※平成 28 年度も同ルートで調査を実施し、糞塊数の増減を把握する。

※捕獲の効果を評価する際には、糞塊の新旧等を考慮する。

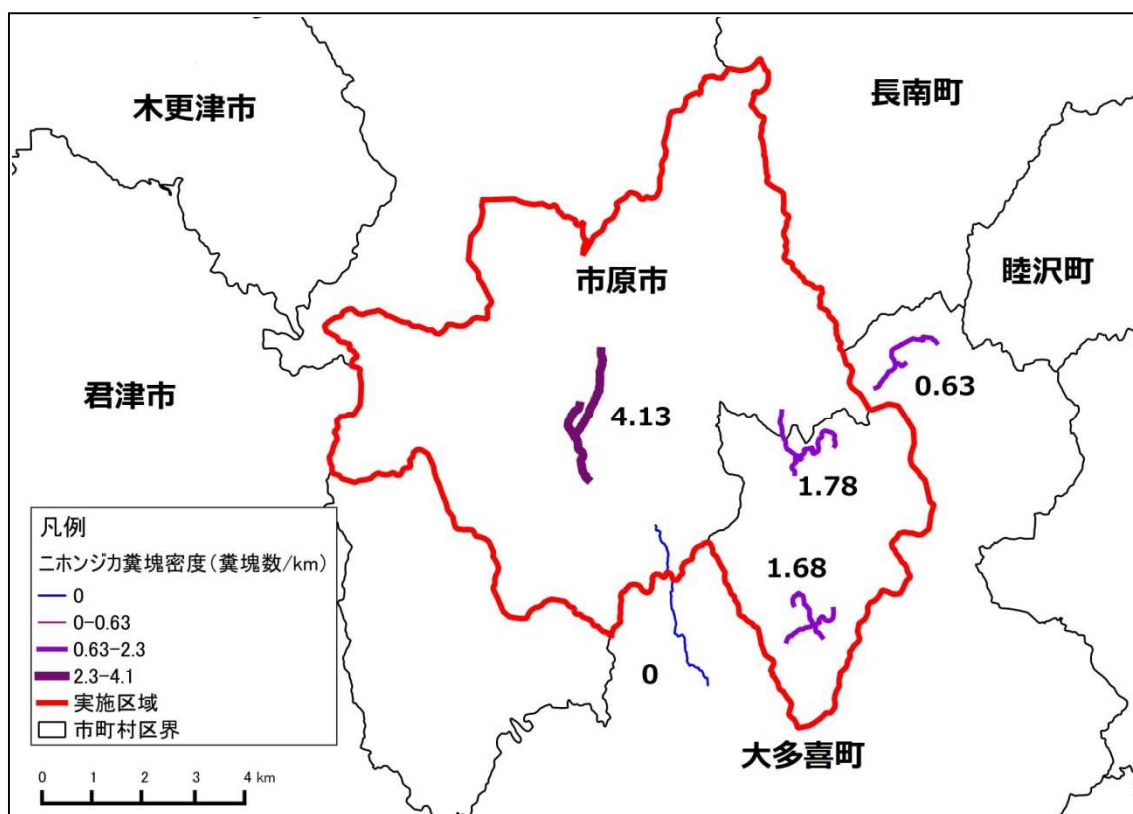


図3 実施区域内の糞塊数

※図中の数字は糞塊数を調査距離で除した値。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
市原・大多喜区域	わな猟(くくりわな)	30箇所程度

②作業手順

(ア)関係者との事前調整・作業実施の周知

捕獲の実施に当たっては、市町、土地所有者、住民、関係団体（猟友会等）と調整を図った上で、わなの設置場所を決定する。また、作業の実施前に、実施区域内の関係者や、関係機関および本県に入猟する狩猟者に対し十分な周知を行う。

(イ)捕獲の実施

本事業は認定鳥獣捕獲等事業者等に業務委託し、ニホンジカの捕獲を実施する。事業受託者は、作業の実施前に十分な安全管理体制を整える。また、捕獲の実施に当たっては、わな設置地点の位置情報、周辺環境等の記録を行う。わなの見回り時は、対象種の誘引状況、わなの状況等の記録を行い、必要に応じて設置場所の移動、設置基数の変更等を行う。

(ウ)捕獲個体の捕殺、捕獲情報の記録

個体が捕獲されている場合は、事業受託者は安全に留意し止め刺しを行う（必要に応じて銃器を使用する）。捕獲個体については、捕獲年月日、捕獲場所、止め刺し方法、性別、年齢クラス、体長、体重等を記録し、写真撮影を行う。捕獲個体は、実施区域の関係者と協議の上、埋設や焼却等適切に処理する。また、検体として必要な部位については回収し県へ提出する。

(エ)錯誤捕獲の場合の対応

対象種以外の動物が捕獲される可能性がある場合には、事業受託者は予め捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。特定外来生物が錯誤捕獲された場合は、法律に基づき適切に処分する。

(オ)捕獲情報の収集および評価

県は、事業受託者から捕獲に係る各種記録を収集し、千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会の意見も踏まえ事業の評価を行う。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【事業主体】千葉県

【実施形態】委託

【委託範囲】ニホンジカの捕獲

【想定される委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者等、鳥獣の捕獲等に必要な安全管理体制並びに技能と知識を有し、本事業を適正かつ効率的に実施できることが見込まれる者。

【事業の実施体制】

捕獲実施時期が狩猟期間と重複するため、事故が起こらないよう安全管理には入念な注意を払う。県および事業受託者は関係者との連絡体制を整え、安全かつ効率的な業務遂行に努める。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・ 県および事業受託者は、事業を実施する前に、市町を通じて住民や関係者に対し事業内容について十分な周知を図る。周知の方法については、市町と協議した上で決定する。
- ・ 受託者は、事業実施区域に注意喚起看板を設置し、必要に応じて立入規制措置を行う事で住民の安全を確保する。
- ・ 自然観察会の散策コース等、地元住民以外の住民が頻繁に入林する可能性がある場合は、わなの設置を避ける等の配慮を行う。
- ・ 捕獲実施期間中は原則毎日の見回りを徹底する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・ 受託者は、捕獲事業者の証明となる従事者証を常に携帯する。
- ・ 墓地や社寺境内など人の出入りの多い場所には、わなの設置を控える。
- ・ 止め刺しで銃器を使用する際は、発砲回数を最小限にし、静穏の保持に努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・ 連絡用無線機の使用に当たっては、電波法を遵守し適切な使用に努める。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・ くくりわな設置の際には、わな本体及びわな周辺部の見やすい場所に標識を設置する。
- ・ 埋設処分を行う際には、水源等への影響が無いように配慮する。

(3) 地域社会への配慮

- ・ 関係機関に対して、猟法、わな基数、設置場所、作業期間、実施人数等の詳細について情報提供を行い、地域社会との軋轢が生じないよう配慮する。
- ・ 地域関係機関に対して、捕獲の結果と評価を示し、本事業の必要性について理解が得られるよう努める。

平成 27 年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業（ニホンジカ）の 基本評価シート（案）

1. 事業の基本情報

事業名（※1）	平成 27 年度指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定業務委託（ニホンジカ・イノシシ）	事業実施年度	平成 27 年度
	平成 27 年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務（ニホンジカ）		
担当者部署	千葉県環境生活部自然保護課	担当者名	
捕獲実施事業者	一般社団法人千葉県猟友会 (認定を受けている・受けていない)	予算額（※2）	39,936,000 円 (イノシシ含む)
		予算額の内捕獲に要する経費（※3）	5,720,000 円

（※1） 交付金を用いて実施した事業名を記入。複数ある場合は、事業件名ごとに記入。

（※2） 予算額は、交付金の対象となる指定管理鳥獣捕獲等事業の全体予算を記入する。

（※3） 予算額の内、捕獲に要する経費は、平成 28 年度から適用される交付金所要額調書様式 1-2「2 指定管理鳥獣の捕獲等」の内訳を記入。その他にも、捕獲に要する経費がある場合は、別途加算する。

2. 事業評価の概要

○事業目標

事業目標 (目標頭数などの数値目標)	実施結果	
	捕獲頭数	その他
糞塊数の低減	4	糞塊数は横ばい

○指定管理鳥獣捕獲等事業の達成状況の評価について

<事業目標>

これまで捕獲があまり実施されなかった地域であり、生息密度も低く捕獲数および捕獲努力量に関する情報がほぼ無かったことから、生息密度指標である糞塊数を目標達成の指標としたことは適切であった。次年度以降は、生息密度指標や平成 27 年度の事業実績を踏まえて捕獲目標頭数を設定する必要がある。

目標の達成状況としては、糞塊数は横ばいであり、目標は達成されなかった。より効果的に事業を実施するために、実施期間や実施区域、実施方法を見直す必要がある。

<実施期間>

事業の初年度であり、実施にあたり多くの調整が必要であったため、初年度の実施期間

としてはやむを得なかったが、生息域の縮小や分布拡大防止を目的とした場合、より長期間実施すべきであった。次年度はより長期間にわたって実施する必要がある。

<実施区域>

生息状況調査をもとに、分布域の連続性も考慮し、目的に対して適切な区域設定であった。猟期中は猟犬がくくりわなで錯誤捕獲されるおそれがあることから、実施区域内のうち鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）での実施となった。ゴルフ場等の土地利用を考慮すると妥当な実施場所であったものの、次年度以降は捕獲実施時期を調整することで、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域以外での実施も検討する必要がある。

<捕獲等の方法>

目標や実施地域の規模に対し、設定した捕獲規模が30箇所程度と小さかったが、実施したのは65箇所と、予定以上の規模であった。

くくりわなによる捕獲の場合、一定期間捕獲がなかった場合には、わなを移動させた方が効果的である可能性が高いが、移動されていないわなが多かった。また、イノシシの錯誤捕獲により捕獲効率が低下したため、選択的にシカを捕獲できるよう誘引餌の利用やシカによる利用が多い環境へのわな設置等が必要である。これらのことを踏まえ、次年度は捕獲の実施方法の工夫を検討する必要がある。

<実施体制、安全管理>

実施計画通りに作業を行うとともに、適切な人員配置及び役割分担により、安全に捕獲を実施することができた。必要に応じ回覧・チラシにより地域住民や狩猟者に事前周知したこともあり、苦情等は特になかった。この体制を次年度も継続していきたい。

<全体評価>

平成27年度は事業初年度であったため捕獲期間が短く、また、捕獲場所に制限があったことから、捕獲数は限定的なものとなった。より効果的に事業を実施するために、実施期間や実施区域、実施方法等を見直す必要がある。

一方で、捕獲に係る基礎データが不足している分布拡大地域における捕獲効率等の基礎データを収集できたことから、平成28度以降は得られたデータを活用し、より効果的に事業を進めたい。

※達成状況の評価は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の項目ごと（実施期間、実施区域、捕獲等の方法、実施体制、その他等）に整理する。

※目標が達成されなかった場合はその理由や課題を具体的に記入する。

※評価結果を次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画にどう反映するかも記入する。

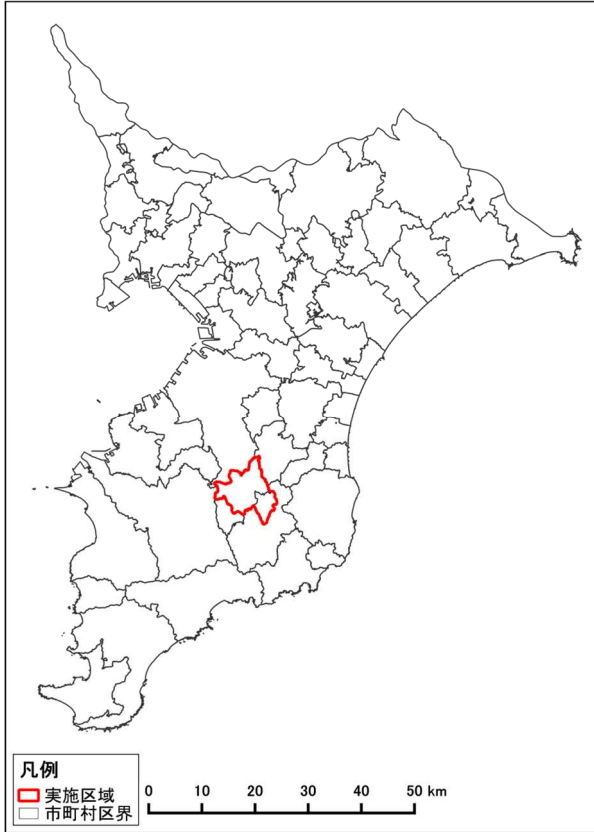
○第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する、本事業の寄与状況について

第二種特定鳥獣管理計画では生物多様性の保全、ニホンジカ地域個体群の安定的な維持、農業被害の低減を目指しているが、個体数の増加及び分布の拡大が続いている本県において目標を達成するには、分布の中心地で捕獲等の対策を強化することで農業被害の低減及び生物多様性の保全を図るとともに、ニホンジカの分布拡大を防止することが重要である。ニホンジカの分布拡大の防止を目的とした本事業においては、平成 27 年度の実質的な捕獲期間がおよそ 30 日程度ということもあり、分布拡大を防止するには十分な捕獲数ではなかったことから、管理計画の目標に対する本事業の寄与は限定的であった。

平成 28 年度は、本事業をより効果的に実施するとともに、区域内で行われている有害鳥獣捕獲と併せて地域全体の捕獲圧を強化することで、ニホンジカの分布拡大の防止を図る必要がある。

3. 事業実施概要

項目	概要	備考
事業背景・目的	<p>千葉県におけるニホンジカの分布域は拡大傾向にあり、生息数、捕獲数ともに年々増加している。平成 26 年度の推定生息数は約 14,000 頭、捕獲数は 3,601 頭といずれも過去最高を記録した。一方で、ニホンジカによる農作物被害は平成 24 年度までは減少傾向にあったものの、近年は再び増加してきている。</p> <p>このため、第 3 次第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の目標である適正な生息数を目指して、既存の市町村による有害鳥獣捕獲事業に加え、県が実施主体となり指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。本事業では、ニホンジカの生息域の縮小または拡大防止を目的とし、生息域の外縁部において捕獲を行うこととする。</p>	
対象種	<input checked="" type="checkbox"/> ニホンジカ <input type="checkbox"/> イノシシ	
実施期間	平成 27 年 1 月 12 日～平成 28 年 3 月 25 日 （うち捕獲作業を行った期間は、平成 28 年 2 月 6 日～3 月 18 日）	

<p>実施区域</p>	<p>市原・大多喜区域</p>  <p>凡例 <input checked="" type="checkbox"/> 実施区域 <input type="checkbox"/> 市町村区界</p> <p>0 10 20 30 40 50 km</p>	<p>事業計画の地図がある場合は、図面を添付</p>
<p>事業の目標</p>	<p>目標に対する達成状況の割合 (達成率) = (実績値) / (目標値)</p> <p>目標達成に向けた課題等 糞塊数の低減が事業目標であったが、糞塊数は横ばいであった。 ○糞塊密度 捕獲事業前 0.37 (糞塊数/km) 捕獲事業後 0.37 (糞塊数/km) より効果的に事業を実施するために、実施期間や実施区域、実施方法を見直す必要がある。</p>	
<p>捕獲等の手法</p>	<p>【銃猟】</p> <p><input type="checkbox"/> 誘引狙撃 <input type="checkbox"/> 巻き狩り <input type="checkbox"/> 忍び猟 <input type="checkbox"/> 夜間銃猟 <input type="checkbox"/> 車両を用いたモバイルカリング <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> くくりわな <input type="checkbox"/> 箱わな <input type="checkbox"/> 囲いわな <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>捕獲等の手法に関する課題等 くくりわなによる捕獲を実施する上で、2週間程度捕獲がなかった場合は、わなを移動させた方が効果的である可能性が高い。</p>	<p>複数チェックあり 各猟法の定義は下欄</p>

捕獲個体の処分	捕獲個体の処分について <input checked="" type="checkbox"/> 全て焼却又は埋設を行っている。 <input type="checkbox"/> 一部、食肉等への活用を行っている。 <input type="checkbox"/> 一部、放置を認めている。 捕獲個体の処分に関する課題等 特になし	複数チェックあり。
環境への影響への配慮	わなによる錯誤捕獲について <input checked="" type="checkbox"/> 錯誤捕獲の事例を収集している。 <input type="checkbox"/> 錯誤捕獲の実態は不明である。 鳥類の鉛中毒等について <input checked="" type="checkbox"/> 鳥類の鉛中毒症例がない。(銃は使用していない。) <input type="checkbox"/> 鳥類の鉛中毒症例が確認されている。 鉛製銃弾について <input type="checkbox"/> 全て鉛製銃弾を使用している。 <input type="checkbox"/> 一部、非鉛製銃弾を使用している。 <input type="checkbox"/> 全て非鉛製銃弾を使用している。 環境への影響への配慮に関する課題等 特になし	
実施体制	実施体制に関する課題等 実施計画通りに作業を行うとともに、適切な人員配置及び役割分担を図ることができた。	体制図がある場合は図を添付 体制図は別添
安全管理	安全管理に関する課題等 安全管理上の問題は特に発生しなかった。	

4. 必須となる記録項目

(1) データの整備状況

ア) 基礎となる記録項目の整備状況

指定管理鳥獣捕獲等事業において整備している情報の項目にチェックをつける。

項目	整備状況	備考
①捕獲数・目撃数・捕獲努力量等の位置情報	<input type="checkbox"/> 行政区域（都道府県・市町村）ごと <input type="checkbox"/> 事業区域ごと <input type="checkbox"/> 5 km メッシュ <input type="checkbox"/> 1 km メッシュ <input checked="" type="checkbox"/> 捕獲地点（緯度経度） <input type="checkbox"/> 捕獲等に関する位置を記録していない	
②捕獲数	<input checked="" type="checkbox"/> 捕獲した個体の総数 <input checked="" type="checkbox"/> 雌雄の別 <input checked="" type="checkbox"/> 幼獣・成獣の別 <input checked="" type="checkbox"/> その他捕獲した個体に関する情報 ()	

③目撃数	<input type="checkbox"/> 作業の従事者が目撃した個体の総数	
④捕獲努力量	<input type="checkbox"/> 銃猟：のべ作業人工数 (人日数=出勤人数×作業日数) <input checked="" type="checkbox"/> わな猟：わな稼働日数 (わな日数=わな基数×稼働日数)	

イ) 捕獲に関する概況地図の作成の可否

	作成できる概況図（地図）についてチェック
捕獲位置の地図	<input checked="" type="checkbox"/> 5 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 1 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 地点（緯度経度）地図 <input type="checkbox"/> 捕獲位置の地図を作成できない
CPUE の地図	<input checked="" type="checkbox"/> 5 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 1 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 地点（緯度経度）地図 <input type="checkbox"/> CPUE の地図を作成できない
SPUE の地図	<input type="checkbox"/> 5 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 1 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 地点（緯度経度）地図 <input checked="" type="checkbox"/> SPUE の地図を作成できない
概況図を作成する 上での課題	特になし

※チェックのつけた概況図を添付する。

(2) 実施結果（必須となる記録項目）

ア) 捕獲努力量に関する事項

外業の日数総数：56日

事前調査日数概数：14日

出猟（捕獲作業）日数：42日（わなの設置・撤去を含む）

項目	平成27年度 (事業年度の値)	平成 年 (前年度の値)	増減の傾向
捕獲努力量（銃猟） のべ人工数	—	—	<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
捕獲努力量（わな猟） わなの稼働総数（わな日）	のべ1,918基	—	<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

イ) 捕獲に関する結果

項 目	平成 27 年度 (事業年度の値)	平成 年 (前年度の値)	増減の傾向
①捕獲数	4 頭	—	<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
②目撃数	—	—	<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
③雌雄比 (雌捕獲数/全捕獲数)	25% (1 頭/4 頭)	—	<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
④幼獣・成獣比 (幼獣数/全捕獲数)	0% (0 頭/4 頭)	—	<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

ウ) 捕獲効率・目撃効率

項 目	平成 27 年度 (事業年度の値)	平成 年 (前年度の値)	増減の傾向
①CPUE	0.0021 (頭/日/基)	—	<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
②SPUE	—	—	<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

エ) 捕獲個体の適切な処理

処理にかかる人工概数： _____ 人日 (算出不可)

処理した個体のうち、食肉等への活用した個体の数量概数： 0 個体

適正な捕獲が実施されたかを確認する手法

捕獲個体の写真 (通し番号をスプレー) により捕獲を確認している。

猟法は、地域により様々なものが想定されることから、下記の定義は本評価シートでの暫定的なものです。

誘引狙撃	餌等により、対象種を誘引し、所定の位置から銃器により捕獲等する猟法。
巻き狩り	犬や勢子により追い出した対象種を、所定の位置で待機する射手が銃器で捕獲等する猟法。
忍び猟	単独の射手が徒歩で対象種を追跡して、射撃可能な地点で銃器により捕獲等する猟法。
車両を用いたモバイルカリング	所定の巡回ルートを車両で移動し、射撃可能な位置の対象種を銃器により捕獲等する猟法。
夜間銃猟	法律上必要な手続を全て完了した上で、日出前若しくは日没後において銃器を使用した鳥獣の捕獲等。

ユニット別ニホンジカ捕獲数の経年変化

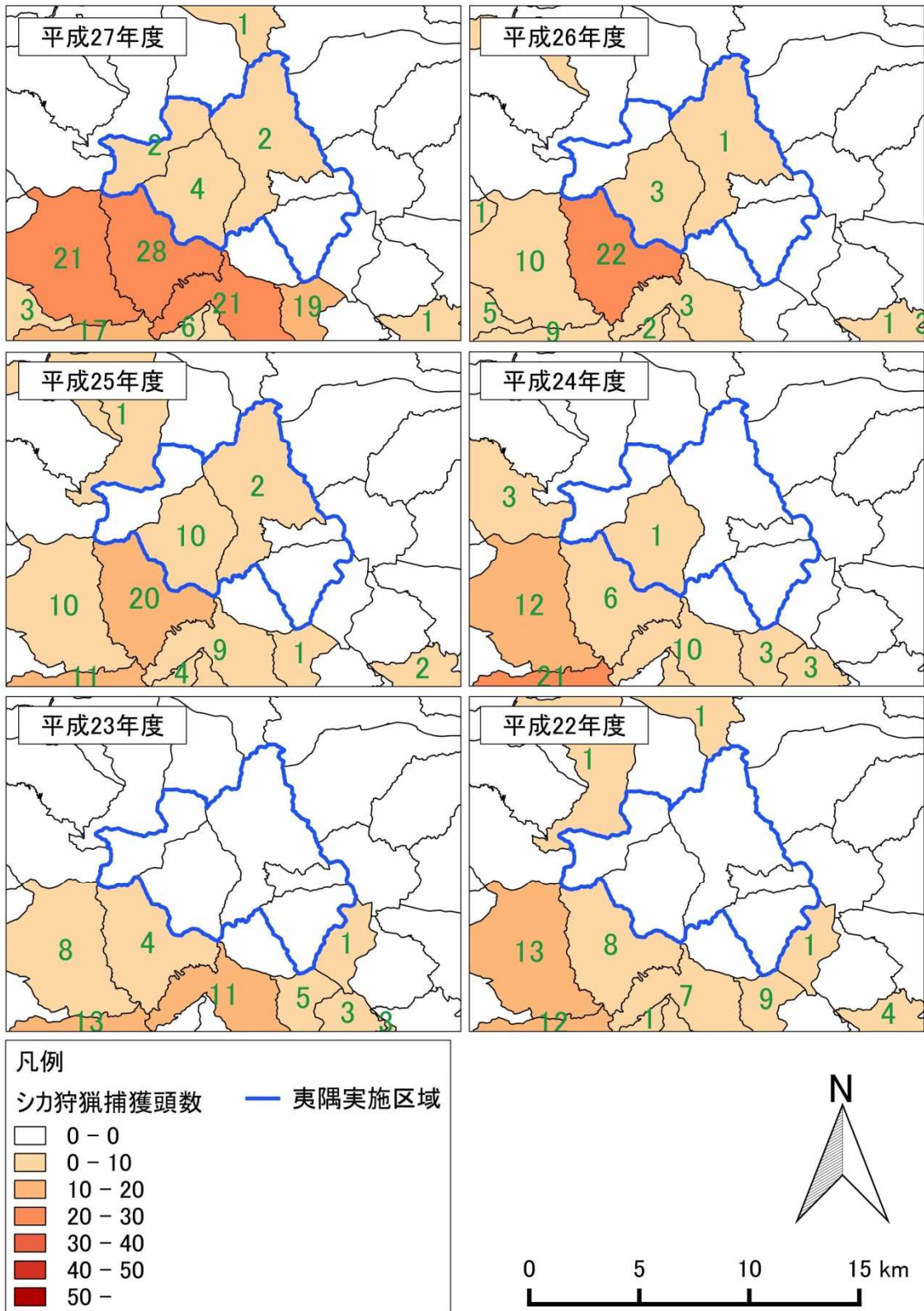


図1 ユニット別狩猟数 (夷隅地域)

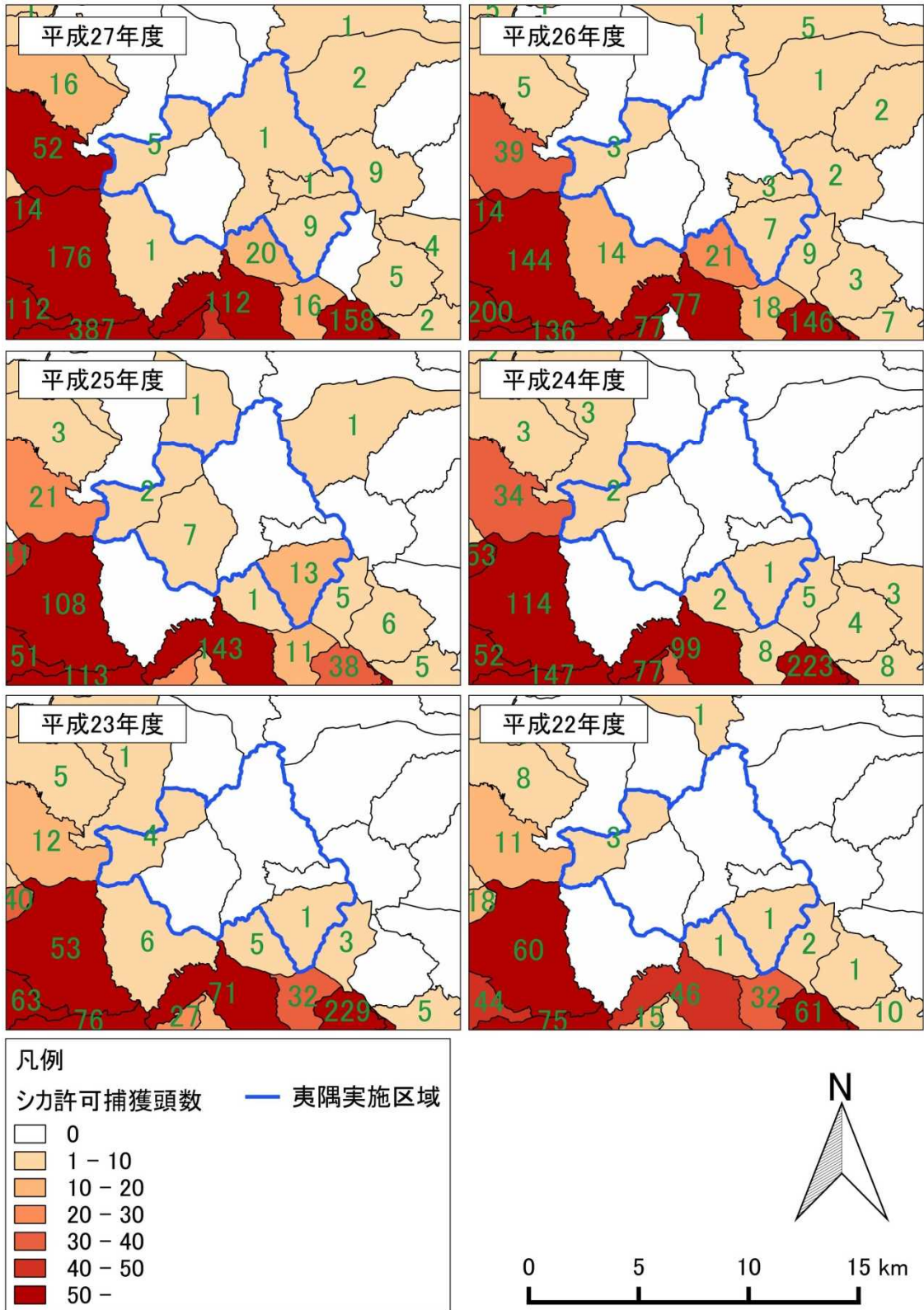


図2 ユニット別有害鳥獣捕獲数（夷隅地域）

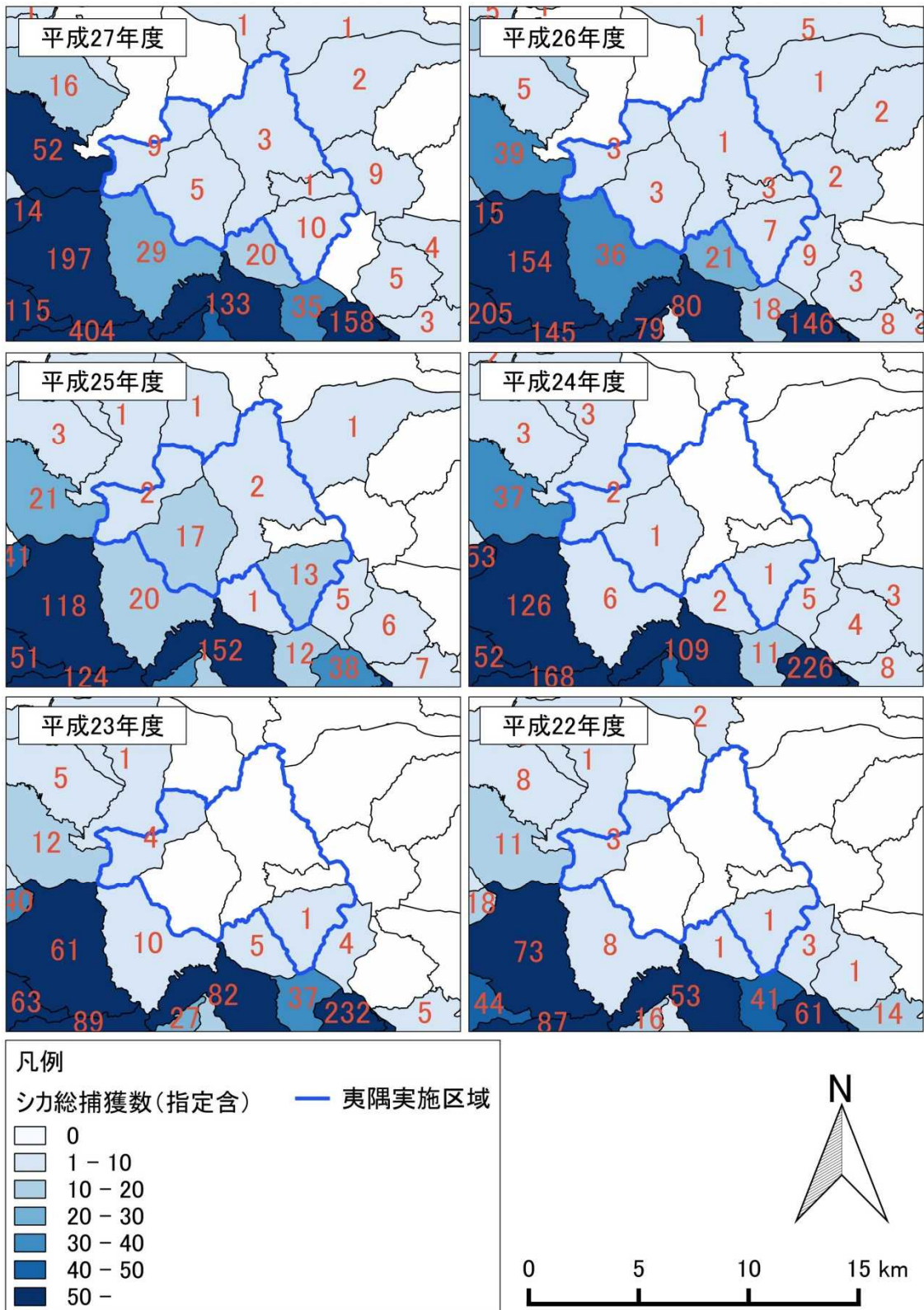


図3 ユニット別総捕獲数(夷隅地域)
 ※指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を含む

自動撮影カメラ調査の実施概要

(1) 目的

ニホンジカの生息状況を把握する際に、糞塊調査では実施した時期の情報しか得られなかったり、調査日の天候や実施する調査員により発見率に偏りが生じたりすることがある。また、群れ構成を把握することも難しい。

ニホンジカの分布拡大の抑制や密度の低減を目的とした場合、密度分布やその季節変化、群れ構成を把握し、捕獲計画の立案、効率的な捕獲の実施、さらに捕獲の効果検証と次期計画への反映が重要となる。

そこで、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域において生息密度分布や群れ構成を把握し、捕獲計画の立案および捕獲の効果検証を行うために、継続的に設置可能であり、群れ構成を把握することができる自動撮影カメラを用いて、ニホンジカの生息状況のモニタリングを実施する。

(2) 方法

1) 設置機器

自動撮影カメラは、ハイクカム SP108-J (株式会社ハイク製) を用い、以下の設定とした。

インターバル	動画	静止画	感知レベル
なし	5 秒 (画質 : WVGA)	1 ショット (8M)	中

2) 設置地点・期間

事業実施地域全域の密度分布を把握するため、実施地域全域にまんべんなく設置することとし、1km×1km を 1 メッシュとし、4 メッシュに 2 台を設置することを基本として選定を行った。地点を選定する際には、目撃情報や捕獲情報、生息状況調査の結果、今年度に捕獲の実施を検討している地域、下見調査をした際の現場の状況 (痕跡の有無等) を参考にした。

設置候補地点は、39 地点 (図 1) とし、この中から 34 地点程度に設置する。

平成 28 年 8 月上旬から順次設置を進めており、年に数回のデータ回収を行い、長期的なモニタリングを実施する。

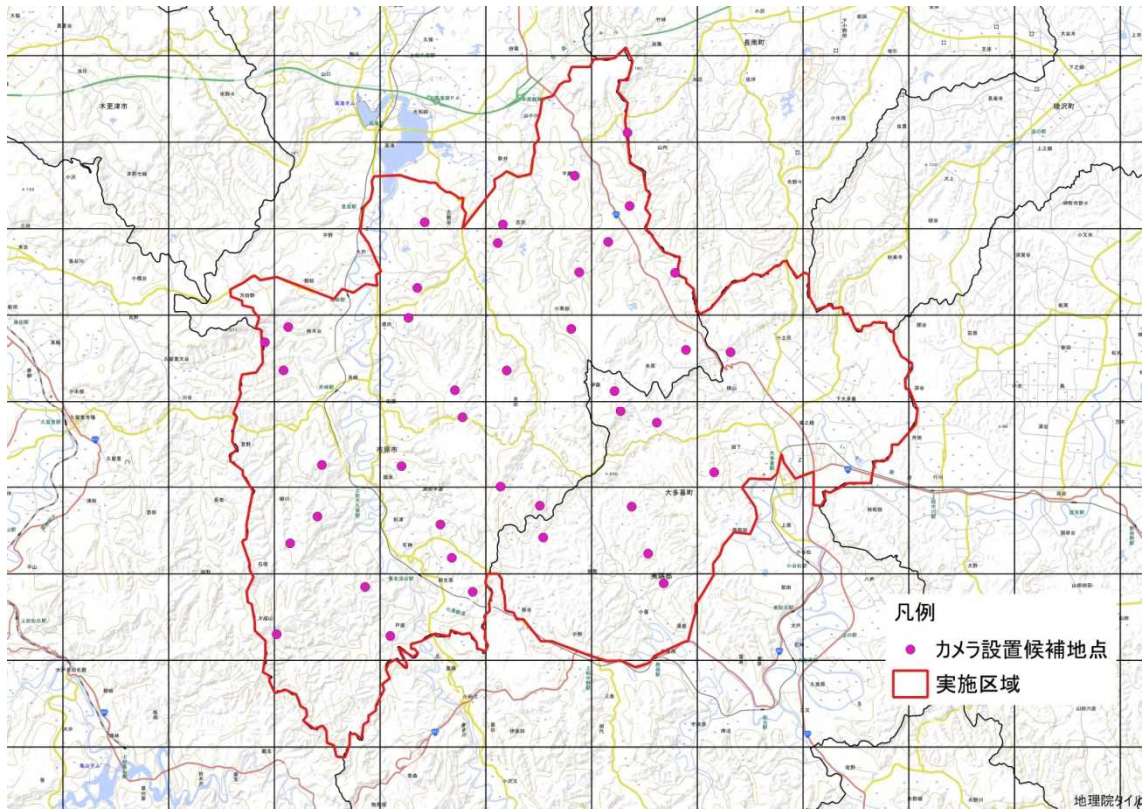


図1 夷隅地域におけるカメラ設置候補地点

3) 設置環境

設置する環境は、現地の下見調査からニホンジカによる利用が想定される、獣道沿いとし、可能な限り糞や食痕等の痕跡が発見された場所とした。



写真1 カメラ設置候補地点

4) 解析方法

得られた撮影データは、地点別・月別にニホンジカ、その他の野生動物の撮影枚数を集計する。また、ニホンジカについては、成獣メスの撮影枚数も集計する。

千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会運営規程（以下「審議会規程」という。）第7条及び第13条の規定により、千葉県環境審議会鳥獣部会（以下「部会」という。）の議事及び運営に関し、審議会規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の設置等)

第2条 部会に下表の左欄に掲げる小委員会を置き、それぞれ対応する同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

小委員会の名称	所掌事務
ニホンザル小委員会	ニホンザルの保護管理に関すること。
ニホンジカ小委員会	ニホンジカの保護管理に関すること。
イノシシ小委員会	イノシシの管理に関すること。
アカゲザル小委員会	アカゲザルの防除に関すること。
キョン小委員会	キョンの防除に関すること。
アライグマ小委員会	アライグマの防除に関すること。

- 2 部会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する小委員会以外的小委員会を設置することができる。
- 3 部会長は、必要と認めるときは、二以上の小委員会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の小委員会の合同の小委員会を設置することができる。

(諮問の付議)

第3条 部会長は、千葉県環境審議会会長から諮問の付議を受けた場合は、当該諮問を前条により設置した適当な小委員会に付議することができる。

ただし、鳥獣保護事業計画、鳥獣保護区の指定及び拡張に関する事項についてはこの限りでない。

(小委員会の会議)

第4条 小委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員、専門委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会の決議)

第5条 部会長は、一の小委員会の決議を他の小委員会に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の小委員会に調査審議させることができるものとする。

2 審議会規程第7条第4項の規定により準用する同規程第6条第1項の規定は、次の各号に掲げる事項についてのみ適用する。

- 一 特定鳥獣保護管理計画の進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項
- 二 特定外来生物防除実施計画の変更、進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項
- 三 前2号に掲げるものの他、あらかじめ部会で議決した事項

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会及び小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は部会長又は委員長がそれぞれ定める。

附 則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月19日から施行する。